

新規上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

リケンN P R 株式会社

提出会社

株式会社リケン

日本ピストンリング株式会社

目 次

【表紙】	- 3 -
第一部【組織再編成に関する情報】	- 5 -
第1【組織再編成の概要】	- 5 -
1【組織再編成の目的等】	- 5 -
2【組織再編成の当事会社の概要】	- 14 -
3【組織再編成に係る契約等】	- 14 -
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	- 39 -
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	- 43 -
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	- 43 -
7【組織再編成に関する手続】	- 45 -
第2【統合財務情報】	- 46 -
第3【発行人（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約（発行人（その関連者）と対象者との重要な契約）】	- 49 -
第二部【企業情報】	- 50 -
第1【企業の概況】	- 50 -
1【主要な経営指標等の推移】	- 50 -
2【沿革】	- 50 -
3【事業の内容】	- 50 -
4【関係会社の状況】	- 54 -
5【従業員の状況】	- 54 -
第2【事業の状況】	- 56 -
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	- 56 -
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	- 56 -
3【事業等のリスク】	- 57 -
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	- 62 -
5【経営上の重要な契約等】	- 62 -
6【研究開発活動】	- 62 -
第3【設備の状況】	- 63 -
1【設備投資等の概要】	- 63 -
2【主要な設備の状況】	- 63 -
3【設備の新設、除却等の計画】	- 63 -
第4【上場申請会社の状況】	- 64 -
1【株式等の状況】	- 64 -
2【自己株式の取得等の状況】	- 78 -
3【配当政策】	- 78 -
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	- 80 -
第5【経理の状況】	- 94 -
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	- 95 -
第7【上場申請会社の参考情報】	- 96 -
1【上場申請会社の親会社等の情報】	- 96 -
2【その他の参考情報】	- 96 -
3【組織再編成対象会社が提出した書類】	- 96 -
4【上記書類を縦覧に供している場所】	- 97 -
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	- 98 -
第四部【特別情報】	- 99 -
第1【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	- 99 -
1【貸借対照表】	- 99 -
2【損益計算書】	- 99 -
3【株主資本等変動計算書】	- 99 -
4【キャッシュ・フロー計算書】	- 99 -
第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	- 99 -

【表紙】

【提出書類】新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるリケンN P R株式会社（以下、「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、2023年10月2日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2023年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2023年10月2日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用しておりません。

（上場申請会社）

【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2023年9月1日
【会社名】	リケンN P R株式会社
【英訳名】	NPR-RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼C E O 前川 泰則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	下記提出会社2社の連絡先をご参照願います。
【事務連絡者氏名】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】	株式会社リケン
【英訳名】	RIKEN CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前川 泰則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03（3230）3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経営企画部長 三星 天弥
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区三番町8番地1
【電話番号】	03（3230）3911（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経営企画部長 三星 天弥

【会社名】	日本ピストンリング株式会社
【英訳名】	Nippon Piston Ring Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 輝夫
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
【電話番号】	048（856）5011（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 安田 忠生
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
【電話番号】	048（856）5011（代表）

【事務連絡者氏名】

経営管理部長 安田 忠生

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

(1) 本株式移転による経営統合の背景と目的等

① 本株式移転による経営統合の背景

株式会社リケン（以下「リケン」といいます。）は、理化学研究所の研究成果事業化を目的に1927年に創業して以降、主力のピストンリング等において表面処理技術、加工技術、材料技術の研鑽を続け、90年以上にわたり世界自動車業界の発展に貢献してまいりました。

また、日本ピストンリング株式会社（以下「日本ピストンリング」といいます。）は、1934年の設立以来、ピストンリング、バルブシート、カムシャフト等の内燃機関部品を中心に、独自技術を活用、高機能かつ高品質の製品を供給し、世界のモータリゼーションの進展に貢献してまいりました。

近年、自動車業界は100年に一度と言われる大きな変革の中にあり、エンジン部品を巡る市場認識は確実に厳しくなっており、環境問題がグローバルに注目されるなかでも、内燃機関が当面パワートレインの主力であり続ける以上、地球環境に優しいエンジン部品の開発が両社に課せられた使命であり、同時に、内燃機関周辺部品にとらわれず、SDGs や ESG、脱炭素といったグローバルな潮流を捉えた新たな事業領域への投資を拡大していく必要があるものと考えております。

両社は、今後の発展の第一歩として、経営統合により長年培った両社ブランドを活かし、統合したガバナンスのもとで経営資源配分や次なるコア事業育成等を推進することにより、大きな相乗効果を出しつつ脱炭素実現に向けた取り組みの加速が可能となり、全く新たな事業体に進化を遂げ、両社の持続的成長と企業価値向上を実現することができると認識するに至りました。

両社は、2022年7月27日に両社間で締結した経営統合に関する基本合意書（以下「本基本合意書」といいます。）に基づき、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立し、経営統合を行うことについて協議・検討を進めてまいりましたが、2023年5月23日に、両社が対等の精神に則り、本経営統合を行うことについて最終的な合意に至り、本株式移転による経営統合が両社株主、従業員や全てのステークホルダーに最適な選択であると確信し、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する本経営統合契約書（以下「本経営統合契約」といいます。）を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成いたしました。

② 本株式移転による経営統合の目的等

両社は、本株式移転による経営統合によって、以下の目的の相乗効果発現を通じ、両社経営リソースを統合・有効活用することで、自動車エンジン部品を核とする既存事業の収益力強化に加え、船舶・水素・新エネルギー事業・熱エンジニアリング・EMC (Electromagnetic Compatibility=電磁両立性) 事業・メタモールド（金属粉末射出成形部品）・医療機器・アキシャルギャップ型モータ（円盤状薄型高トルクモータ）等の非自動車エンジン部品領域において次なるコア事業・新製品創出に一層のスピード感をもって取り組み、両社独自技術を応用した特長ある機能部品・キーコンポーネンツをグローバルに展開する全く新しいリーディングカンパニーに進化を遂げ、企業価値の更なる向上を目指します。

ア 経営リソースシフトによる既存事業の強化・次なるコア製品開発の早期実現

近年、自動車業界において両社とも CASE、MaaS など新しい開発分野に対応する技術力向上や組織変革を迫られており、両社も、外部機関・研究施設等と連携を図りつつ差別化の源となる技術力を育て、自らイノベーションを創出するリソースを確保する必要があります。本株式移転による経営統合によって、以下の実現を目指します。

[既存事業のキャッシュフロー創出強化]

両社において設備投資の濃淡の調整、広範囲の生産最適化、開発テーマの集中化・有効活用等を進め、事業の高効率化と開発力の深化を図ります。この取り組みにより、高品質で低コストの製品供給というお客様の期待に応えつつ、収益力の向上及びキャッシュフロー創出力の強化を実現してまいります。

[次なるコア事業・新製品創出]

上記既存事業の効率化を通じ、内燃機関向けの開発に充てていたリソースを統合し次なるコア事業・新製品分野に大胆にシフトすることが可能となります。実効性ある新製品開発投資を加速させ、技術・拠点間の補完も促進し、高付加価値でコスト競争力ある新製品開発をスピード感を持って進めてまいります。

イ スピードを増す脱炭素化社会への対応力強化

脱炭素化社会に向かうグローバルな流れのなかで、地球規模の環境問題への対応が両社に求められております。これまで培ってきた両社の製品、生産に関する技術やリソースを持ち寄り、展開することで、環境分野技術を発展させ製品の脱炭素化を加速するとともに、サプライチェーン全体を視野に入れた二酸化炭素排出量の削減にも積極的に取り組み、サステナブルな社会の実現に積極的に貢献してまいります。

ウ インフラを含むリソースの共同利用によるコスト削減

仕入・生産から販売に至るサプライチェーン全体における生産性の向上、両社の内製プロセス共通化による外部流出費用の削減、共同購買による調達費用の削減、システムや間接業務などの重複を排し効率化を進めることで、業務効率化及びコスト削減を実現し、競争優位性を確保したいと考えております。

エ 製品相互補完等による生産効率化を通じた製造コスト削減、供給責任への適時適切な対応

両社が有する技術やインフラの特性を活かし、従来の枠を超えた工場の相互利用や生産拠点の最適化を進め、大幅な生産性改善、高品質品を供給できる体制拡充、固定費削減を実現したいと考えております。また、サステナブルな生産体制の確立を通じ、お客様に対する供給責任を適時適切に果たしてまいる所存です。

オ 人や技術の交流を通じた人的スキル高度化

両社の役職員が持つ知見や技術の積極的交流を通じて、双方の強みを生かし「新しいアイデア」が生まれる機会を様々な分野や職階で提供してまいります。その結果として、従来以上に従業員エンゲージメントが高まるようにそれぞれの職場における環境設定に努めてまいります。

(2) 上場申請会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 上場申請会社の企業集団の概要

ア 上場申請会社の概要

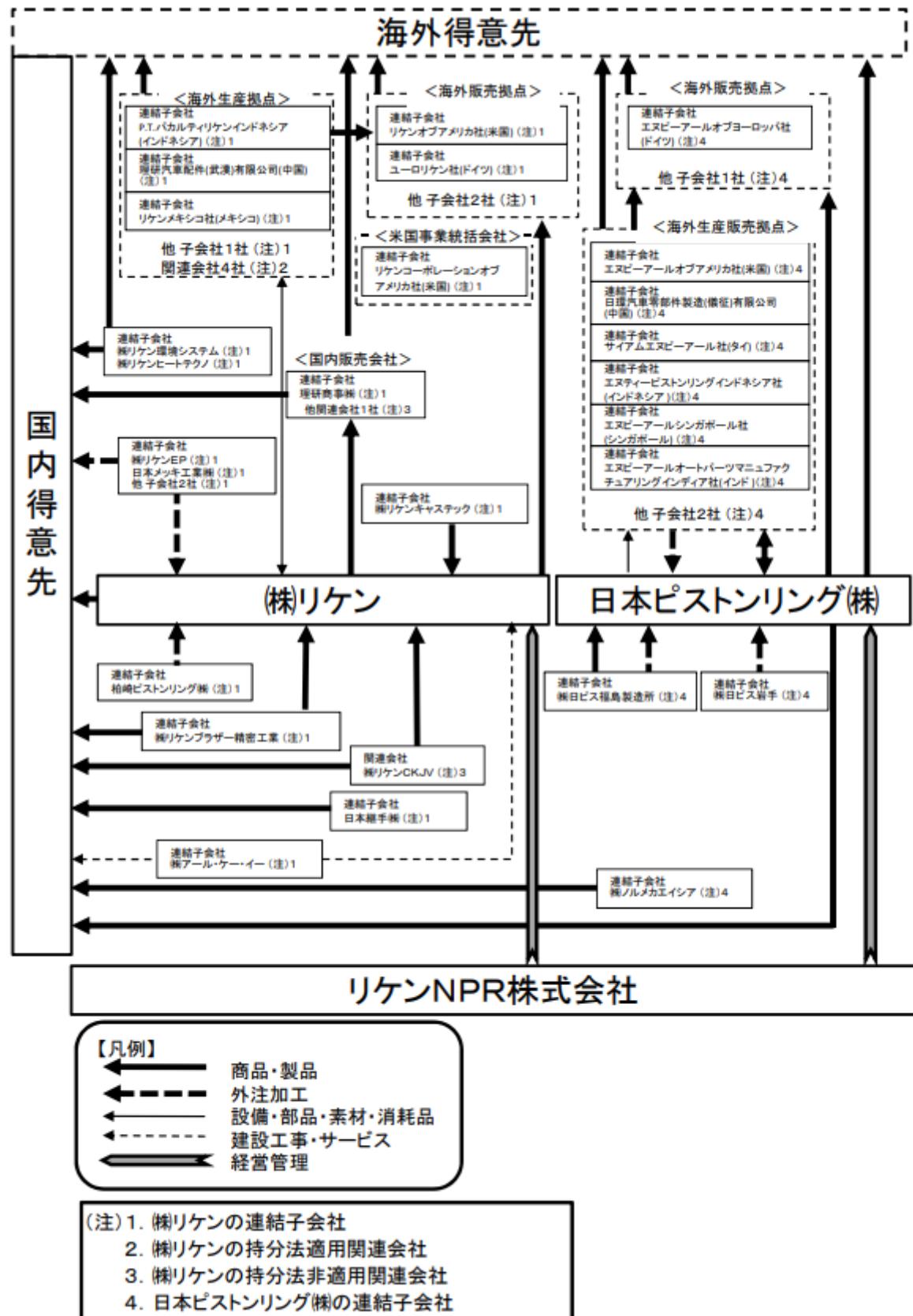
(1) 商号	リケンN P R 株式会社 (英文表記) NPR-RIKEN CORPORATION	
(2) 事業内容	傘下子会社およびグループの経営管理ならびにこれに付帯または関連する事業	
(3) 本店所在地	東京都千代田区三番町8番地1	
(4) 代表者および役員の就任予定	代表取締役会長兼C E O	前川 泰則
	代表取締役社長兼C O O	高橋 輝夫
	取締役	伊藤 薫
	取締役	坂本 裕司
	取締役	坂場 秀博
	取締役	藤田 雅章
	社外取締役	平野 英治
	社外取締役	黒澤 昌子
	取締役（監査等委員）	渡辺 孝栄
	取締役（監査等委員）	越場 裕人
(5) 資本金の額	5,000百万円	
(6) 純資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。	

(7) 総資産の額（連結）	現時点では確定しておりません。
(8) 決算期	3月31日

イ 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、2023年10月2日時点では、以下のとおりとなる予定であります。

[事業系統図]



当社設立後の、リケンおよび日本ピストンリングの状況は以下のとおりです。

リケンおよび日本ピストンリングは、2023年10月2日（予定）をもって本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意し、それぞれの定時株主総会において承認可決されております。

会社名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有割合 (%)	役員の兼任等	
					当社役員 (名)	当社従業員 (名)
(連結子会社) リケン	東京都千代田区	8,627	自動車用、船舶用、航空機用その他各種ピストンリングおよびシール部品の製造および販売	100.0	6	未定
日本ピストンリング	埼玉県さいたま市	9,839	自動車関連製品（ピストンリング、バルブシート、その他自動車関連製品）および船用・その他の製品の製造および販売	100.0	6	未定

上記のとおり、本株式移転に伴う当社設立後、リケンおよび日本ピストンリングは、当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの最終事業年度末日時点（2023年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

リケン

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有（被所有）割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) ㈱リケンキャステック (注)2	新潟県柏崎市	200百万円	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	自動車用鋳造部品等の製造委託。 役員の兼任等…有
理研機械(㈱)	新潟県柏崎市	310百万円	自動車・産業機械部品事業	98.4	—	自動車関連部品の加工委託。 役員の兼任等…有
㈱リケンE P	新潟県柏崎市	30百万円	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	シールリングの製造委託。 役員の兼任等…有
日本メッキ工業(㈱)	新潟県柏崎市	96百万円	自動車・産業機械部品事業	64.4	—	ピストンリングの表面処理加工委託。 役員の兼任等…有
柏崎ピストンリング(㈱)	新潟県柏崎市	52百万円	自動車・産業機械部品事業	96.7 (14.1)	—	船舶用ピストンリングの加工委託。 役員の兼任等…有
㈱アル・ケー・イー	新潟県柏崎市	80百万円	その他	97.4 (22.4)	—	建設工事等の発注。 役員の兼任等…有
㈱リケン環境システム	埼玉県熊谷市	100百万円	その他	100.0 (22.7)	—	電波暗室設備の製造販売委託。 役員の兼任等…有
㈱リケンヒートテクノ	埼玉県熊谷市	30百万円	その他	100.0 (100.0)	—	工業炉及び電熱材の製造販売委託。 役員の兼任等…有

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
理研熊谷機械(株)	埼玉県熊谷市	10百万円	自動車・産業機械部品事業	92.6 (31.6)	—	自動車関連部品の加工委託。 役員の兼任等…有
理研商事(株)	東京都千代田区	50百万円	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	ピストンリング及び自動車関連部品の販売委託。 役員の兼任等…有
リケンブラザーズ精密工業	愛知県知立市	90百万円	自動車・産業機械部品事業	51.0	—	カムシャフトの製造委託。 役員の兼任等…有
リケンコーポレーション オブアメリカ社	米国 デラウェア州 ウィルミントン市	千米ドル 100	その他	100.0	—	米国現地法人の統轄会社。 役員の兼任等…無
リケンオブアメリカ社 (注) 2	米国 イリノイ州 スコーキー町	千米ドル 250	自動車・産業機械部品事業	100.0 (100.0)	—	リケングループ製品の米国地区の販売。 役員の兼任等…無
リケンメキシコ社 (注) 2	メキシコ合衆国 アグアスカリエンテス州	百万ペソ 620	自動車・産業機械部品事業	100.0 (100.0)	—	ピストンリング他、自動車関連部品製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
ユーロリケン社	ドイツ ウンターシュライスハイム市	千ユーロ 664	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	リケングループ製品の欧州地区の販売。 役員の兼任等…無
P.T. パカルティリケン インドネシア (注) 4	インドネシア シドアルジョ県	百万インドネシアルピア 4,150	自動車・産業機械部品事業	40.0	—	自動車用鋳造部品製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
理研汽車配件(武漢)有限公司 (注) 2	中華人民共和国 湖北省 武汉市	千米ドル 19,000	自動車・産業機械部品事業	60.0	—	ピストンリング他、自動車関連部品製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
理研密封件(武漢)有限公司	中華人民共和国 湖北省 武汉市	千米ドル 6,500	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	シールリング他、自動車関連部品製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
P.T. リケンオブアジア	インドネシア ジャカルタ市	百万インドネシアルピア 1,996	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	リケングループ製品のアジア地区の販売。 役員の兼任等…有
リケンセールスアンドトレーディング(タイ)社	タイ バンコク市	千タイバーツ 10,000	自動車・産業機械部品事業	100.0	—	リケングループ製品のアジア地区の販売。 役員の兼任等…無

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合(%)	被所有割合(%)	
(持分法適用関連会社) 台湾理研工業股份有限公司	台湾 新北市	千NT ドル 200,000	自動車・産業機械部品事業	50.0	—	ピストンリング他、自動車関連部品製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
南京理研動力系統零部件有限公司	中華人民共和国 江蘇省 南京市	千人民元 100,000	自動車・産業機械部品事業	40.0	—	ピストンリング製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
サイアムリケン社	タイ チョンブリ県	千タイバーツ 33,000	自動車・産業機械部品事業	49.0	—	ピストンリング製造法の技術援助。 役員の兼任等…有
シュリラムピストンアンドリング社	インド デリー市	百万インド ルピー 223	自動車・産業機械部品事業	21.3	—	ピストンリング製造法の技術援助。 役員の兼任等…有

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 2 特定子会社は㈱リケンキャステック、リケンオブアメリカ社、リケンメキシコ社、理研汽車配件（武漢）有限公司であります。
- 3 「議決権の所有(被所有)割合」欄の（内書）は間接所有であります。
- 4 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。
- 5 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

日本ピストンリング

関係会社の状況

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) エヌピーアール オブ アメリカ (注) 6 社	アメリカ ケンタッキー州 バーズタウン市	USD 40	自動車関連 製品事業	100.00	日本ピストンリンググループ製品 を製造販売しております。なお、 資金援助をしております。 役員の兼任 2名
(株)日ピス福島製造所 (注) 3	福島県 伊達郡川俣町	百万円 1,612	自動車関連 製品事業、 舶用・その他の製品事業	100.00	日本ピストンリンググループ製品 を製造委託しております。なお、 資金援助をしております。 役員の兼任 3名
(株)日ピス岩手 (注) 3	岩手県 一関市	百万円 490	自動車関連 製品事業	100.00	日本ピストンリンググループ製品 を製造委託しており、日本ピスト ンリングから設備を賃貸してお ります。 役員の兼任 3名
エヌピーアール オブ ヨーロッパ社 (注) 6	ドイツ バーデン＝ヴュルテンベルク州 コーンタール＝ミュンヒンゲン市	千EUR 2,500	自動車関連 製品事業、 その他	70.00	日本ピストンリンググループ製品 を販売しております。 役員の兼任 1名

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
エヌティー ピストンリング インドネシア社 (注) 3, 5	インドネシア 西ジャワ州 カラワン県	千USD 19,900	自動車関連 製品事業	100.00 (0.005)	日本ピストンリンググループ製品 を製造しております。 役員の兼任1名
サイアム エヌピーアール 社 (注) 5	タイ サラブリ県	千THB 95,000	自動車関連 製品事業	100.00 (0.0002)	日本ピストンリンググループ製品 を製造販売しております。 役員の兼任1名
日環汽車零部件 製造(儀征) 有限公司 (注) 3	中国 江蘇省儀征市	千CNY 140,049	自動車関連 製品事業	100.00	日本ピストンリンググループ製品 を製造販売しております。 役員の兼任1名
エヌピーアール シンガポール社	シンガポール	百万円 118	自動車関連 製品事業	90.00	日本ピストンリンググループ製品 を包装販売しております。 役員の兼任1名
エヌピーアール マニュファクチ ュアリング インドネシア社 (注) 3, 5	インドネシア 東ジャワ州 パスルアン県	千USD 13,000	自動車関連 製品事業	100.00 (0.008)	日本ピストンリンググループ製品 を製造委託しております。 役員の兼任1名
イー エー ア ソシエーツ社 (注) 5	マレーシア スランゴール州 スバン・ジャヤ 市	MYR 20	自動車関連 製品事業	81.00 (81.00)	日本ピストンリンググループ製品 を販売委託しております。 役員の兼任1名
エヌピーアール オートパーツ マニュファクチ ュアリング イ ンディア社 (注) 3, 5	インド カルナタカ州 コラール地区	百万INR 730	自動車関連 製品事業	100.00 (1.00)	日本ピストンリンググループ製品 を製造販売しております。なお、 資金援助をしております。 役員の兼任なし
儀征日環亜新科 粉末冶金製造有 限公司 (注) 4	中国 江蘇省儀征市	千CNY 54,630	自動車関連 製品事業	50.00	日本ピストンリンググループ製品 を製造しております。 役員の兼任1名
㈱ノルメカエイ シア	埼玉県 越谷市	百万円 99	その他	100.00	その他商品を販売しております。 役員の兼任1名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

- 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 特定子会社であります。
- 4 議決権の所有割合は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結子会社としております。
- 5 「議決権の所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。

② 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

ア 資本関係

本株式移転により、リケンおよび日本ピストンリングは当社の完全子会社になる予定です。前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

イ 役員の兼任関係

当社の完全子会社であるリケンおよび日本ピストンリングとの役員の兼任関係は、後記「第二部 企業情報 第4 上場申請会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」の記載をご参照下さい。

ウ 取引関係

当社の完全子会社であるリケンおよび日本ピストンリングとその関係会社との取引関係は、前記「① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照下さい。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約等】

(1) 株式移転計画の内容の概要

リケンおよび日本ピストンリングは、両社の定時株主総会による承認を前提として、2023年10月2日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、リケンおよび日本ピストンリングを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする本株式移転計画を、2023年5月23日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、リケンおよび日本ピストンリングは、同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する本経営統合契約を締結しています。

本株式移転計画に基づき、リケンの普通株式1株に対して当社の普通株式2株、日本ピストンリングの普通株式1株に対して当社の普通株式1.02株をそれぞれ割当て交付します。2023年6月23日にそれぞれ開催されたリケンおよび日本ピストンリングの定時株主総会において、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金および準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。）。

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書」に記載のとおりであります。

株式移転計画書

株式会社リケン（以下「甲」という。）及び日本ピストンリング株式会社（以下「乙」という。）は、共同株式移転による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり、共同してこの株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（本株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第7条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は、新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、リケンN P R株式会社とし、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区三番町8番地1とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時における取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長兼CEOに選定予定） 前川 泰則

取締役（代表取締役社長兼COOに選定予定） 高橋 輝夫

取締役 伊藤 薫

取締役 坂本 裕司

取締役 坂場 秀博

取締役 藤田 雅章

社外取締役（非常勤） 平野 英治

社外取締役（非常勤） 黒澤 昌子

2. 新会社の設立時監査等委員とする設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

取締役（監査等委員） 渡辺 孝栄

取締役（監査等委員） 越場 裕人

社外取締役（監査等委員）（非常勤） 本多 修

社外取締役（監査等委員）（非常勤） 木村 博紀

社外取締役（監査等委員）（非常勤） 佐久間 達哉

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

有限責任監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する新会社の株式の数及びその割当てに関する事項）

- 新会社は、本株式移転に際して、甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、それぞれその所有する甲及び乙の普通株式に代わり、甲が基準時時点で発行している普通株式数の合計に2を乗じて得た数、及び乙が基準時時点で発行している普通株式数の合計に1.02を乗じて得た数を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
- 新会社は、前項の定めにより交付される交付株式を、基準時における甲及び乙の株主に対し、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株に対して新会社の普通株式2株
 - 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株に対して新会社の普通株式1.02株
- 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額 5,000,000,000円

(2) 資本準備金の額 1,250,000,000円

(3) 利益準備金の額 0円

(4) 資本剰余金の額 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新株予約権の交付

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から④までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社リケン 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-①	リケンN P R株式会社 2023年第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 2 2-①
②	株式会社リケン 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-②	リケンN P R株式会社 2023年第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 2 2-②
③	株式会社リケン 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-③	リケンN P R株式会社 2023年第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 2 2-③
④	株式会社リケン 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙2 1-④	リケンN P R株式会社 2023年第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 2 2-④

- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	日本ピストンリング株式会社 2008年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-①	リケンN P R株式会社 2023年第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-①
②	日本ピストンリング株式会社 2013年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-②	リケンN P R株式会社 2023年第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-②
③	日本ピストンリング株式会社 2014年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-③	リケンN P R株式会社 2023年第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-③
④	日本ピストンリング株式会社 2015年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-④	リケンN P R株式会社 2023年第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-④
⑤	日本ピストンリング株式会社 2016年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑤	リケンN P R株式会社 2023年第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-⑤
⑥	日本ピストンリング株式会社 2017年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑥	リケンN P R株式会社 2023年第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-⑥
⑦	日本ピストンリング株式会社 2018年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑦	リケンN P R株式会社 2023年第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-⑦
⑧	日本ピストンリング株式会社 2019年6月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙3 1-⑧	リケンN P R株式会社 2023年第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)	別紙 3 2-⑧

2. 新株予約権の割当て

- (1) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対し、その所有する前項第(1)号の表の①から④までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。
- (2) 新会社は、本株式移転に際して、基準時における乙の新株予約権者に対し、その所有する前項第(2)号の表の①から⑧までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新会社の新株予約権1個を割当てる。

第7条（新会社の設立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、令和5年10月2日とする。ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、令和5年6月23日を開催日として株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、合意により、前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第9条（新会社の株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、成立日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所のプライム市場への上場を予定し、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要な手続を行う。
2. 甲及び乙は、新会社が発行する普通株式について、東京証券取引所のプライム市場の上場が維持されるよう、相互に協力して必要な手続を行う。
3. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（剩余金の配当）

1. 甲は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として剩余金の配当を行うことができる。また、甲は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり60円を限度として、中間配当を行うことができる。
2. 乙は、令和5年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり50円を限度として剩余金の配当を行うことができる。また、乙は、令和5年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり35円を限度として、中間配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日以前の日を基準日とする剩余金の配当の決議を行ってはならない。但し、甲乙協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却する。

第12条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、甲及び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめ甲乙協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。
2. 甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの間、本株式移転の実行又は本株式移転比率の合理性に重大な悪影響を与えるおそれのある事由又は事象が判明した場合には、相手方に対し、速やかにその旨を書面で通知するものとし、甲及び乙は、その取扱いについて誠実に協議する。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会において、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、新会社の成立日までに本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの許認可若しくは承認が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合は、その効力を失う。

第14条（株式移転条件の変更又は本株式移転の中止）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日までの期間、甲又は乙の財産状態又は経営状態に大幅な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となつた場合、甲乙協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し、又は、本計画を中止することができる。

第15条（誠実協議）

本計画に定めのない事項その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙が誠実に協議の上、合意により定める。

以上のとおり本計画を作成したことを証するため、甲及び乙は本計画を2通作成し、各自記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年5月23日

(甲)

東京都千代田区三番町8番地1
株式会社リケン
代表取締役社長 前川 泰則

(乙)

埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号
日本ピストンリング株式会社
代表取締役社長 高橋 輝夫

別紙1

リケンN P R株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、リケンN P R株式会社と称し、英文では、NPR-RIKEN CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 精密機械部品の開発・製造・販売
- (2) 輸送用、建設機械用、農業機械用、船舶用、航空機用の部品の開発・製造・販売
- (3) 配管機材の開発・製造・販売
- (4) 電熱線及び加熱装置の開発・製造・販売
- (5) 電気・通信・電子機器及び部品の開発・製造・販売
- (6) 医療用・災害救急用の設備、機械、器具及びその部品、部材等関連製品の開発・製造・販売
- (7) 工業炉・焼却炉の開発・設置工事
- (8) 電磁環境試験施設の開発・設置工事及び同試験設備の販売及び測定サービス
- (9) 再生可能エネルギー用、脱炭素化用機器及び部品の開発・製造・販売及び発電サービス
- (10) 建設業、不動産業並びに運送、人材派遣、用品販売、燃料販売、保険販売、スポーツ施設の運営及び金融等のサービス業
- (11) 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、監査等委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、59,935,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元株式数に満たない株式（以下、「単元未満株式」という。）について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の売渡請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

2 代表取締役が複数のときは、取締役会が予め定めた順序により、株主総会を招集し、議長となる。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

但しこの場合においては、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び監査等委員

(員数)

第20条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第22条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第23条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定するほか、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長、取締役の権限)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって選定した取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役会議長に欠員又は事故があるときは、取締役会が予め定めた順序により他の取締役がこれに當る。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会決議の方法)

- 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会決議の省略)

- 第27条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役はこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(取締役への委任)

- 第29条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決議すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

- 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(取締役会規則)

第32条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日より2日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前各項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の除斥期間等)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。また、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第39条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、会社設立の日から2024年3月31日までとする。

(取締役等の最初の報酬)

第2条 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、400,000,000円以内とする。

2 第30条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等の総額は、60,000,000円以内とする。

3 第30条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）の報酬等のうち、株式報酬として割り当てる譲渡制限付株式（以下、「本譲渡制限付株式」という。）に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を100,000,000円以内、割り当てる株式の数を100,000株以内とし、内容は次のとおりとする。

(1) 本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日より当会社及びその子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任するまでの間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該本譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

(2) 当会社は、本譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当会社の定時株主総会の開催日の前日までに当会社及びその子会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた本譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。また、その割り当てられた本譲渡制限付株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 当会社は、対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、本譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、本譲渡制限付株式の割当てを受ける。

(4) 本譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該本譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

（附則の削除）

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上

別紙2

1 株式会社リケンの発行している新株予約権

① 株式会社リケン2014年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年7月15日～ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

② 株式会社リケン2015年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年7月15日～ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

③ 株式会社リケン2016年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月14日～ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

④ 株式会社リケン2017年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年7月13日～ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、株式会社リケンが株式会社リケン普通株式の株式分割（株式会社リケン普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、株式会社リケンが合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、株式会社リケンは、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、株式会社リケンは調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、株式会社リケンの取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

株式会社リケンは、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき株式会社リケン株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、株式会社リケン取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、株式会社リケン取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 株式会社リケンが消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 株式会社リケンが分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 株式会社リケンが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 株式会社リケンの発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社リケンの承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について株式会社リケンの承認を要すること又は当該種類の株式について株式会社リケンが株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

株式会社リケンが、合併（株式会社リケンが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ株式会社リケンが分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ株式会社リケンが完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.に準じて決定する。

- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

2 リケンN P R株式会社が発行する新株予約権

- ① リケンN P R株式会社 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

② リケンN P R株式会社 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

③リケンN P R株式会社 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

④リケンN P R株式会社 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。ただし、リケンN P R株式会社がリケンN P R株式会社普通株式の株式分割（リケンN P R株式会社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、リケンN P R株式会社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、リケンN P R株式会社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、リケンN P R株式会社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンN P R株式会社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

5 新株予約権の取得条項

リケンN P R株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンN P R株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、リケンN P R株式会社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、リケンN P R株式会社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンN P R株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンN P R株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンN P R株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンN P R株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンN P R株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

リケンN P R株式会社が、合併（リケンN P R株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれリケンN P R株式会社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれリケンN P R株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.に準じて決定する。

⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

別紙3

1 日本ピストンリング株式会社の発行している新株予約権

① 日本ピストンリング株式会社2008年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2008年8月1日～ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

② 日本ピストンリング株式会社2013年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2013年8月1日～ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③ 日本ピストンリング株式会社2014年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2014年8月1日～ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ 日本ピストンリング株式会社2015年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2015年8月1日～ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤ 日本ピストンリング株式会社2016年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2016年7月30日～ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ 日本ピストンリング株式会社2017年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
--------------------	-------

新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額） (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2017年8月1日～ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ 日本ピストンリング株式会社2018年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額） (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2018年8月1日～ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ 日本ピストンリング株式会社2019年6月発行新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額） (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2019年8月1日～ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、100 株とする。

なお、日本ピストンリング株式会社がその普通株式につき、株式分割（日本ピストンリング株式会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が日本ピストンリング株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、日本ピストンリング株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、日本ピストンリング株式会社は、日本ピストンリング株式会社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株あたりの行使価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、日本ピストンリング株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降 10 日間に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。

③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、日本ピストンリング株式会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

日本ピストンリング株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき日本ピストンリング株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 日本ピストンリング株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 日本ピストンリング株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

③ 日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

④ 日本ピストンリング株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について日本ピストンリング株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式について日本ピストンリング株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

日本ピストンリング株式会社が合併（日本ピストンリング株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ日本ピストンリング株式会社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ日本ピストンリング株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

2 リケンN P R株式会社が発行する新株予約権

①リケンN P R株式会社 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
--------------------------------	-------------------------------------------------------------

②リケンN P R 株式会社 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

③リケンN P R 株式会社 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

④ リケンN P R 株式会社 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）(円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3

新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑤ リケンN P R株式会社 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑥ リケンN P R株式会社 第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の決めめ	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑦ リケンN P R株式会社 第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
--------------------	-------

新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額） (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧ リケンN P R株式会社 第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額） (円)	(注) 2
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	(注) 5
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(注)

1 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、102株とする。

なお、リケンN P R株式会社がその普通株式につき、株式分割（リケンN P R株式会社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）以後、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剩余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案がリケンN P R株式会社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後これを適用する。

また、上記の他、割当日後、リケンN P R株式会社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、リケンN P R株式会社は、リケンN P R株式会社取締役会において必要と認

める付与株式数の調整を行うことができる。

2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、リケンN P R株式会社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、リケンN P R株式会社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

5 新株予約権の取得条項

リケンN P R株式会社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につきリケンN P R株式会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① リケンN P R株式会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② リケンN P R株式会社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ リケンN P R株式会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ リケンN P R株式会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得についてリケンN P R株式会社の承認を要すること又は当該種類の株式についてリケンN P R株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

6 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

リケンN P R株式会社が合併（リケンN P R株式会社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割若しくは新設分割（それぞれリケンN P R株式会社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれリケンN P R株式会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸收合併につき吸收合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸收分割につき吸收分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付され

る各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいづれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使の条件

前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

	リケン	日本ピストンリング
株式移転比率	2	1.02

(注) 1 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

リケンの普通株式1株に対して、当社の普通株式2株を、日本ピストンリングの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.02株を割当付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、当社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、リケン又は日本ピストンリングの株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2 当社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式：28,031,005株

上記はリケンの2023年3月31日時点における発行済株式総数(10,688,866株)及び日本ピストンリングの2023年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(8,374,157株)に基づいて記載しております。但し、リケン及び日本ピストンリングは、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、その効力発生日の直前（基準時）においてそれが保有するすべての自己株式（本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれが取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、リケンが2023年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式646,482株及び日本ピストンリングが2023年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式583,728株は、上記算出において、新株式の交付の対象から除外しております。なお、基準時までに実際に消却される自己株式数については現状において未確定であり、当社が交付する新株式数については、今後変動が生じる可能性があります。

3 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、リケン及び日本ピストンリングの株主の皆様に割当てられる当社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、当社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、リケンの株式を50株以上、または日本ピストンリングの株式を99株以上保有する等して、本株式移転により当社の株式の単元である100株以上の当社の株式の割当てを受けるリケン又は日本ピストンリングの株主の皆様に対しては、引き続き当社の株式の流動性を提供できるものと考えております。なお、100株未満の当社の株式の割当てを受けるリケン及び日本ピストンリングの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を買い取ることを当社に請求することが可能です。また、当社の定款に定める予定の規定に基づき、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる株式を当社から買い増すことも可能とする予定です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

リケン及び日本ピストンリングは、前記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の算定にあたり、本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、リケンは株式会社アイ・アール ジャパン（以下「アイ・アール ジャパン」といいます。）を、日本ピストンリングは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

リケンは、後記「④ 公正性を担保するための措置 ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、後記「④ 公正性を担保するための措置 イ 独立した法律事務所からの助言」に記載のシティユーワ法律事務所からの法的助言、並びにリケン及びそのアドバイザーが日本ピストンリングに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、前記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はリケン株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

日本ピストンリングは、後記「④ 公正性を担保するための措置 ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、後記「④ 公正性を担保するための措置 イ 独立した法律事務所からの助言」に記載の丸の内総合法律事務所からの法的助言、並びに日本ピストンリング及びそのアドバイザーがリケンに対して実施した各種デュー・ディリジェンス

の結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、前記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は日本ピストンリング株主の皆様の利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務の状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に前記「(1) 株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様の利益に資するものとの判断に至り、2023年5月23日に開催された両社の取締役会において本経営統合契約の締結について決議の上、本経営統合契約を締結するとともに本株式移転計画を共同で作成いたしました。

② 算定に関する事項

ア 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

アイ・アール ジャパン及び野村證券のいずれも、リケン及び日本ピストンリングの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

イ 算定の概要

アイ・アール ジャパンは、本株式移転比率について、リケン及び日本ピストンリングの株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、リケン及び日本ピストンリングにはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、リケンの普通株式1株に対して当社の普通株式を2株割当てる場合に、日本ピストンリングの普通株式1株に割当てる当社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97～1.09
類似会社比較法	0.95～1.26
DCF法	0.65～1.42

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年4月24日から算定基準日②までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

アイ・アール ジャパンは、上記株式移転比率の算定に際して、リケン及び日本ピストンリングから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アイ・アール ジャパンの株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、リケンの財務予測その他将来に関する情報については、リケンの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、日本ピストンリングの財務予測その他将来に関する情報については、日本ピストンリングの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いリケン及び日本ピストンリングの財務状況が推移することを前提としております。

なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提としたリケン及び日本ピストンリングの事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、アイ・アール ジャパンがDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までのリケン及び日本ピストンリングの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、リケンにおいては、原材料費やエ

エネルギー価格・外注費等の仕入コスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、2025年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。また、日本ピストンリングにおいては、仕入コストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、2024年3月期において大幅な増益となることが見込まれております。

野村證券は、本株式移転比率について、日本ピストンリング及びリケンの株式がともに東京証券取引所プライム市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、日本ピストンリング及びリケンにはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、リケンの普通株式1株に対して当社の普通株式を2株割当てる場合に、日本ピストンリングの普通株式1株に割当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定レンジ
市場株価平均法	0.97～1.09
類似会社比較法	0.94～1.44
DCF法	0.92～1.30

なお、市場株価平均法については、本基本合意書の締結を公表した2022年7月27日の前営業日である2022年7月26日を算定基準日①として、算定基準日①の株価終値、2022年7月20日から算定基準日①までの5営業日の株価終値平均、2022年6月27日から算定基準日①までの1ヶ月間の株価終値平均、2022年4月27日から算定基準日①までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年1月27日から算定基準日①までの6ヶ月間の株価終値平均、並びに2023年5月22日を算定基準日②として、算定基準日②の株価終値、2023年5月16日から算定基準日②までの5営業日の株価終値平均、2023年4月24日から算定基準日②までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年2月24日から算定基準日②までの3ヶ月間の株価終値平均及び2022年11月24日から算定基準日②までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、日本ピストンリング及びリケンから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023年5月22日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、日本ピストンリングの財務予測その他将来に関する情報については、日本ピストンリングの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、リケンの財務予測その他将来に関する情報については、日本ピストンリングの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い日本ピストンリング及びリケンの財務状況が推移することを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした日本ピストンリング及びリケンの事業計画には、本経営統合によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの日本ピストンリングの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2024年3月期において、仕入コストの販売価格への転嫁等の企業努力が業績に寄与し、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までのリケンの事業計画については、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、2025年3月期において、原材料費やエネルギー価格・外注費等の仕入コスト増加に対する販売価格への転嫁や合理化活動等の企業努力などの要因で、対前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。

③ 当社の上場申請等に関する事項

リケン及び日本ピストンリングは、新たに設立する当社の普通株式については、東京証券取引所プライム市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は、当社の設立登記日である2023年10月2日を予定しております。

また、リケン及び日本ピストンリングは、本株式移転により当社の完全子会社となりますので、当社の上場に伴い、2023年9月28日をもって上場廃止となる予定ですが、当社の株式の上場が承認された場合には、リケン及び日本ピストンリングの株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された当社の株式を取引することができます。

なお、日本ピストンリングは、現在その普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、同市場上場維持基準のうち「流通株式時価総額」について基準を充たしていないため、2021年11月29日付で「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」（以下「本計画書」といいます。）を提出し、経過措置の適用を受けております。新規上場を行う予定の当社の「流通株式時価総額」は、現時点においては上記基準を充足することを想定しており、本計画書につきましては、上記テクニカル上場申請が東京証券取引所に承認されることを条件として留保いたしますが、引き続きその計画の趣旨に従い企業価値向上に努めてまいります。

④ 公正性を担保するための措置

リケン及び日本ピストンリングは、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

ア 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

リケンは、リケンの株主の皆様のために、リケン及び日本ピストンリングから独立した第三者算定機関であるアイ・アール・ジャパンより、2023年5月23日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、前記「② 算定に関する事項」をご参照ください。

他方、日本ピストンリングは、日本ピストンリングの株主の皆様のために、リケン及び日本ピストンリングから独立した第三者算定機関である野村證券より、2023年5月23日付で、株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、前記「② 算定に関する事項」をご参照ください。

イ 独立した法律事務所からの助言

リケンは、本株式移転の法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

他方、日本ピストンリングは、本株式移転の法務アドバイザーとして、丸の内総合法律事務所より、本株式移転の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、シティユーワ法律事務所及び丸の内総合法律事務所は、いずれもリケン及び日本ピストンリングから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、リケンと日本ピストンリングの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

- (1)当社の定款には、当社の単元未満株式を有する株主はその有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の単元未満株式を売り渡すことを当社に請求すること（以下「単元未満株式の買増請求」といいます。）ができる旨の規定がありますが、日本ピストンリングの定款においてはかかる規定がありません。
- (2)当社の定款には、当社の単元未満株式は、会社法第189条第2項に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利及び単元未満株式の買増請求以外の権利を行使することができない旨の規定がありますが、リケンの定款にはかかる規定がありません。
- (3)当社の定款には、「剩余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。」旨の定めが置かれる予定です。これに対して、リケンおよび日本ピストンリングの定款には同様の定めがありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

- (1)組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

リケンまたは日本ピストンリングの株主が、その有するリケンの普通株式または日本ピストンリングの普通株式につき、リケンまたは日本ピストンリングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権の行使については、2023年6月23日にそれぞれ開催されたリケンおよび日本ピストンリングの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれリケンまたは日本ピストンリングに対し通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、リケンおよび日本ピストンリングが、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ア リケン

リケンの株主による議決権の行使の方法としては、2023年6月23日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、リケンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、リケンに提出する必要があります。）。

また、書面またはインターネットによって議決権行使する方法もあり、その場合には2023年6月22日午後5時30分までに議決権行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、リケンが送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、リケンに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。インターネットによる議決権行使は、リケン指定の議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用の上、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。なお、各議案について賛否または棄権の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があつたものとして取扱います。インターネット等により複数回にわたり議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2023年6月21日までに、リケンに対してその有する不統一行使を行う旨およびその理由を通知する必要があります。また、リケンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

イ 日本ピストンリング

日本ピストンリングの株主による議決権の行使の方法としては、2023年6月23日開催の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、日本ピストンリングの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができます。この場合、当該株主または代理人は、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、日本ピストンリングに提出する必要があります。）。

また、書面またはインターネットによって議決権を行使する方法もあり、その場合には2023年6月22日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。書面による議決権の行使は、日本ピストンリングが送付する議決権行使書用紙に賛否を表示し、日本ピストンリングに上記の行使期限までに到着するように返送することが必要となります。インターネットによる議決権行使は、日本ピストンリング指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用の上、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。なお、各議案について賛否または棄権の記載がない議決権行使書面が提出された場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱います。書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とします。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、2023年6月21日までに、日本ピストンリングに対してその有する不統一行使を行う旨およびその理由を通知する必要があります。また、日本ピストンリングは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、基準時におけるリケンおよび日本ピストンリングの最終の株主名簿に記載または記録された株主に割当てられます。

株主は、自己のリケンまたは日本ピストンリングの株式が記録されている振替口座に、当社の株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

本株式移転に際して、リケンおよび日本ピストンリングが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、リケンおよび日本ピストンリングは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりません。

② 組織再編成によって発行される新株予約権の受取方法について

本株式移転によって発行される当社の新株予約権は、基準時における両社の新株予約権原簿に記載または記録された両社の新株予約権者に割り当てられます。当該新株予約権者は、当社の新株予約権原簿に記載または記録されることにより、当社の新株予約権を受け取ることができます。

7 【組織再編成に関する手続】

(1) 組織再編成に關し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要ならびに当該書類の閲覧方法

本株式移転に關し、会社法第803条第1項および会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号および第6号に掲げる事項についての定めの相当性に關する事項、③会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定めの相当性に關する事項、④リケンにおいては日本ピストンリングの、日本ピストンリングにおいてはリケンの最終事業年度に係る計算書類等、ならびに⑤リケンにおいてはリケンの、日本ピストンリングにおいては日本ピストンリングの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、リケンおよび日本ピストンリングの本店に、2023年6月8日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、2023年5月23日開催のリケンおよび日本ピストンリングの取締役会において承認された本株式移転計画です。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率およびその株式移転比率の算定根拠ならびに本株式移転計画において定める当社の資本金および準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。③の書類は、本株式移転に際してリケンもしくは日本ピストンリングの新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。④の書類は、リケンおよび日本ピストンリングの2023年3月期の計算書類等に関する書類です。⑤の書類は、リケンにおいてはリケンの、日本ピストンリングにおいては日本ピストンリングの2023年3月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、それぞれリケンまたは日本ピストンリングの本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑤に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 組織再編成に係る手続の方法及び日程

2023年3月31日（金）	株主総会基準日（両社）
2023年5月23日（火）	株式移転計画作成承認取締役会（両社）
2023年6月23日（金）	株式移転計画承認定時株主総会（両社）
2023年9月27日（水）（予定）	東京証券取引所最終売買日（両社）
2023年9月28日（木）（予定）	東京証券取引所上場廃止日（両社）
2023年10月2日（月）（予定）	当社設立登記日（本株式移転効力発生日）
2023年10月2日（月）（予定）	当社株式上場日

ただし、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、両社協議の上、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権行使する方法

① 普通株式について

リケンまたは日本ピストンリングの株主が、その有するリケンまたは日本ピストンリングの普通株式につき、リケンまたは日本ピストンリングに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権行使するには、それぞれ2023年6月23日に開催されたリケンおよび日本ピストンリングの定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれリケンまたは日本ピストンリングに通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、リケンおよび日本ピストンリングが、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知または同第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

本株式移転に際して、リケンおよび日本ピストンリングが既に発行している新株予約権については、本株式移転計画における会社法第773条第1項第9号または第10号に掲げる事項についての定めが当該新株予約権に係る同法第236条第1項第8号の条件（同号ホに関するものに限ります。）に合致するため、会社法第808条第1項の規定により、新株予約権買取請求権が発生しません。

また、リケンおよび日本ピストンリングは、本報告書提出日現在において、新株予約権付社債を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。本株式移転に伴う会計処理は、企業結合に関する会計基準における「共通支配下の取引等」に該当する見込みですが、詳細な会計処理については現時点において未定であります。

3 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。

(1) 株式会社リケン

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第95期	第96期	第97期	第98期	第99期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	90,366	84,530	69,720	78,372	86,382
経常利益 (百万円)	7,860	5,964	4,323	6,529	7,374
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	4,979	3,517	1,880	4,329	4,318
包括利益 (百万円)	967	158	5,323	8,099	9,145
純資産額 (百万円)	77,253	75,905	80,142	87,082	94,983
総資産額 (百万円)	110,054	107,920	110,544	115,707	123,728
1株当たり純資産額 (円)	7,250.22	7,059.13	7,507.92	8,109.98	8,810.30
1株当たり当期純利益 (円)	505.32	355.26	189.05	433.47	431.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	501.91	353.62	188.47	432.42	430.61
自己資本比率 (%)	65.0	64.9	67.7	70.1	71.5
自己資本利益率 (%)	6.9	5.0	2.6	5.6	5.1
株価収益率 (倍)	10.0	7.8	13.2	5.6	6.0
営業活動によるキャッシュ フロー (百万円)	7,445	8,254	7,388	6,418	10,357
投資活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△5,835	△8,465	△2,912	△3,819	△3,248
財務活動によるキャッシュ フロー (百万円)	△1,464	△1,833	△1,515	△1,522	△1,451
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	11,387	9,301	12,114	13,886	20,205
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	4,531 (921)	4,491 (763)	4,358 (218)	4,332 (249)	4,153 (324)

(注) 1 以下の会社を清算したことにより、持分法の範囲から除外しております。

第95期 アライドリング社

2 光陽サービス㈱については、連結子会社の㈱アル・ケー・イーと合併したため、第96期より連結の範囲から除外しております。

3 従業員数は就業人員数を記載しております。

4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第98期連結会計年度の期首から適用しており、第98期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等と

なっております。

(2) 日本ピストンリング株式会社

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等

回次	第123期	第124期	第125期	第126期	第127期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	57,066	54,881	45,276	50,783	58,524
経常利益 (百万円)	3,363	1,776	355	3,058	2,755
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	1,888	490	△813	1,928	1,808
包括利益 (百万円)	82	△500	△121	4,972	3,558
純資産額 (百万円)	32,495	31,289	30,267	35,099	38,117
総資産額 (百万円)	65,793	63,608	61,809	67,349	68,843
1株当たり純資産額 (円)	3,789.58	3,686.97	3,740.29	4,299.86	4,632.77
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	229.65	59.96	△102.56	250.40	232.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	228.18	59.46	—	248.99	231.60
自己資本比率 (%)	47.4	46.9	46.4	49.3	52.4
自己資本利益率 (%)	6.0	1.6	△2.8	6.2	5.2
株価収益率 (倍)	6.9	18.8	—	5.2	5.8
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	5,129	3,669	4,358	6,498	5,155
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△4,604	△3,606	△3,489	△3,079	△3,132
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△845	△919	596	△2,511	△2,965
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	4,386	3,514	4,766	5,989	5,606
従業員数 (名)	3,021 (565)	3,037 (593)	2,908 (405)	3,027 (419)	3,036 (426)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。なお、従業員数(外数)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
- 2 第125期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 3 第125期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 4 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2022年3月31日)等を第126期の期首から適用しており、第126期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 5 第127期より、一部の在外子会社における退職給付債務の勤務期間への帰属方法を変更したことに伴い、第126期の関連する主要な経営指標について遡及処置の内容を反映させた数値を記載しております。

**第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約
(発行者（その関連者）と対象者との重要な契約)】**

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

2023年5月23日 リケンおよび日本ピストンリングは、それぞれの定時株主総会の承認を前提として、両社取締役会において本株式移転に係る株式移転計画書の作成および経営統合契約書の締結を決議いたしました。

2023年6月23日 リケンおよび日本ピストンリングの定時株主総会において、共同で株式移転の方法により当社を設立し、当社の完全子会社となることについて承認可決されました。

2023年10月2日 リケンおよび日本ピストンリングが株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場する予定です。

なお、リケンおよび日本ピストンリングの沿革につきましては、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）に記載のとおりです。

3【事業の内容】

当社は、自動車関連製品、舶用・その他の製品の製造・販売等を営む子会社およびグループの経営管理ならびにこれに付帯または関連する事業を行う予定です。

また、当社の完全子会社となるリケン及び日本ピストンリングの最終事業年度末日時点（2023年3月31日時点）の状況は、以下のとおりです。

(1) リケンの状況

リケングループ（リケン及びリケンの関係会社）は、リケン、子会社21社（うち海外10社）及び関連会社7社（うち海外4社）で構成され、ピストンリングを始めとした自動車・産業機械部品の製造・販売を主な内容として国内及び海外にてグローバルに事業を営んでおり、更にグループ内外を対象にしたサービス、建設工事等の事業活動を展開しております。

リケングループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

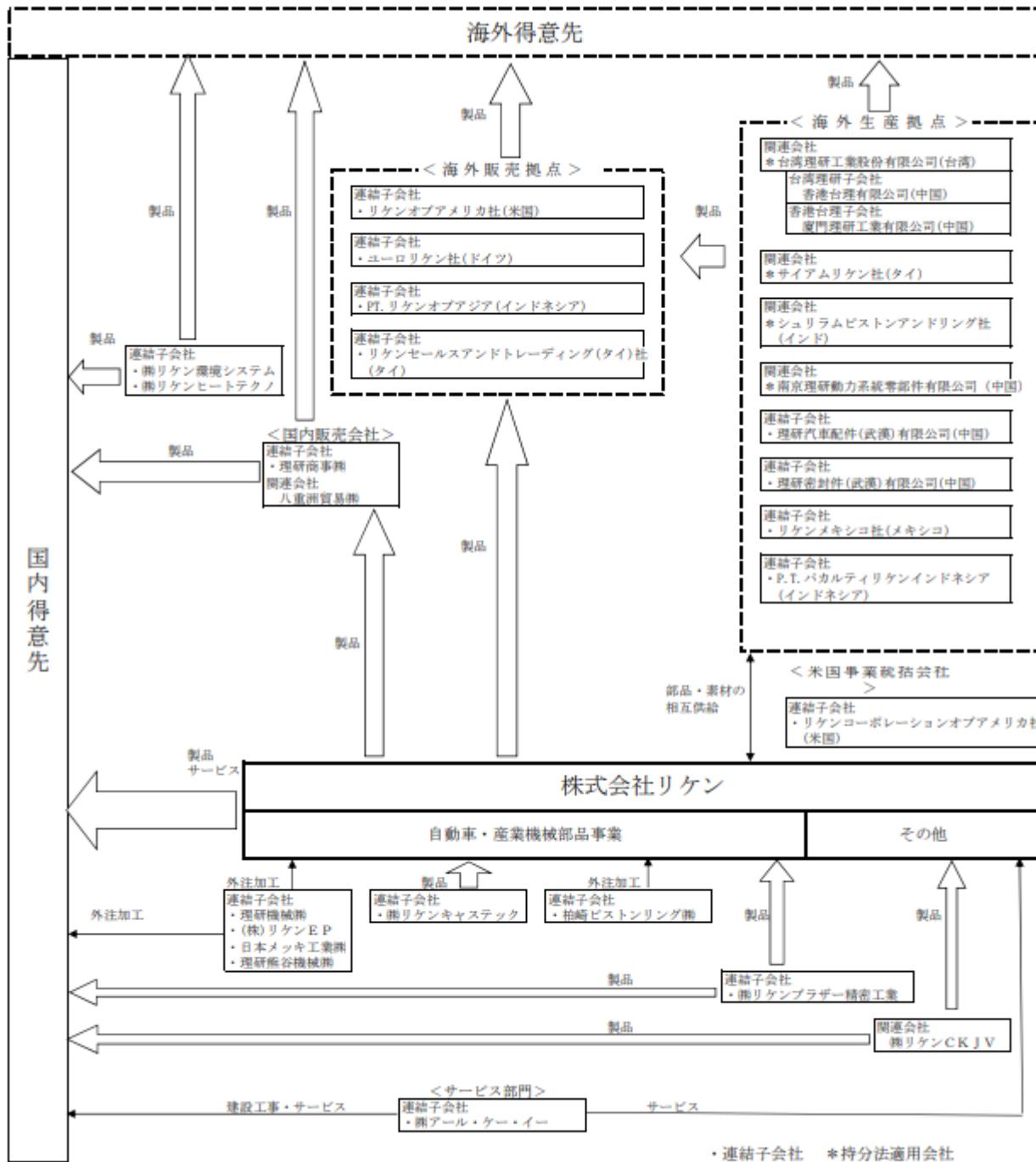
なお、下記の各事業は、セグメントと同一の区分であります。

自動車・産業機械部品事業…………リケンが製造販売するほか、子会社㈱リケンキャステック、㈱リケンプラザー精密工業が製造したものをリケンが仕入れて販売しております。また、子会社理研機械㈱、㈱リケンE P、日本メッキ工業㈱、柏崎ピストンリング㈱、理研熊谷機械㈱はリケン製造工程の一部を下請けしております。子会社理研商事㈱はリケン製品の販売、関連会社八重洲貿易㈱はリケン製品の輸出をしております。なお、海外では子会社リケンオブアメリカ社（米国）、ユーロリケン社（ドイツ）、P T. リケンオブアジア（インドネシア）、リケンセールスアンドトレーディング社（タイ）がリケングループ製品を販売しております。

このほか、子会社P. T. パカルティリケンインドネシア（インドネシア）、理研汽車配件（武漢）有限公司（中国）、理研密封件（武漢）有限公司（中国）、リケンメキシコ社（メキシコ）、関連会社台湾理研工業股份有限公司（台湾）、サイアムリケン社（タイ）、南京理研動力系統零部件有限公司（中国）が各自製造販売をしております。

その他……………電波暗室については、子会社㈱リケン環境システムが製造販売しております。工業炉及び電熱材については、子会社㈱リケンヒートテクノが製造販売しております。また、建設関連部品は、関連会社㈱リケンC K J Vが製造したものをリケンが仕入れて販売しております。サービス事業等は子会社㈱アール・ケー・ティーが建設請負工事、環境整備及び工場内の営繕修理を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) リケングループに属する子会社・関連会社の名称、所在地（海外）及びセグメントとの関連は、事業系統図に示したとおりであります。

(2) 日本ピストンリングの状況

日本ピストンリンググループは、日本ピストンリング及び連結子会社13社で構成され、自動車関連製品、舶用・その他の製品の製造・販売を主な内容とし、さらに各事業に関連する物流・サービス等の事業活動を展開しております。日本ピストンリンググループの事業に係わる各社の位置づけ及び各セグメントとの関連は次のとおりであります。

自動車関連製品事業

日本ピストンリングが製造・販売するほか、(株)日ピス福島製造所が製造・外注加工を、(株)日ピス岩手が外注加工を、エヌティー ピストンリング インドネシア社、日環汽車零部件製造（儀征）有限公司、エヌピーアール マニュファクチャーリング インドネシア社、サイアム エヌピーアール社、エヌピーアール オブ アメリカ社、エヌピーアール オートペーツ マニュファクチャーリング インディア社及び儀征日環亜新科粉末冶金製造有限公司が海外において製造・販売・外注加工を行っております。

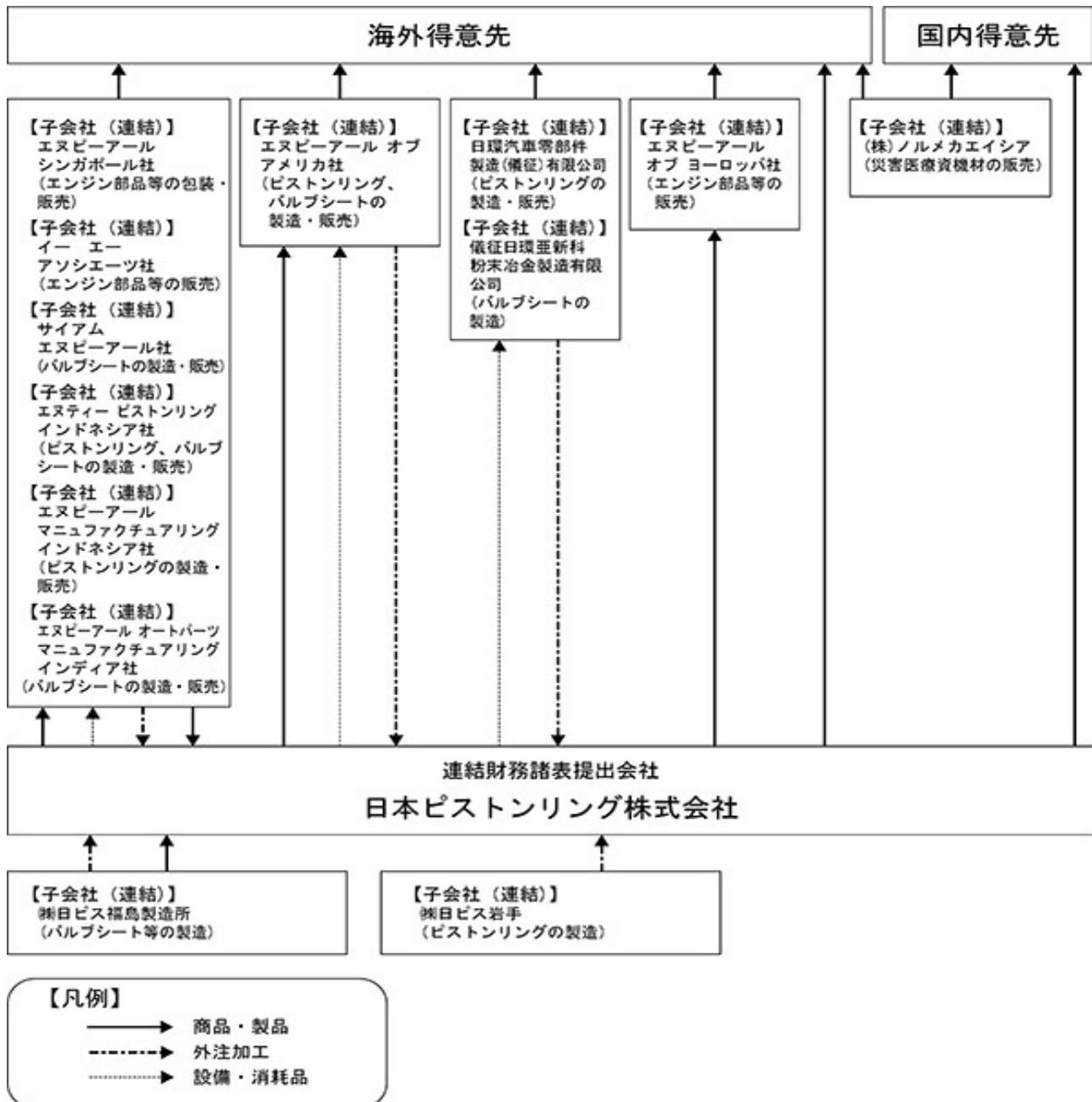
また、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社、エヌピーアール シンガポール社及びイー エー アソシエーツ社が海外において販売を行っております。

日本ピストンリングが製造・販売するほか、(株)日ピス福島製造所が製造・外注加工を行っております。

舶用・その他の製品事業

日本ピストンリング、エヌピーアール オブ ヨーロッパ社、エヌピーアール オブ アメリカ社及び(株)ノルメカエイシアが、他社より仕入れた商品等の販売を行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるリケン及び日本ピストンリングの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「(2) 上場申請会社の企業集団の概要および当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 ① 上場申請会社の企業集団の概要 イ 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの2023年3月31日現在の従業員の状況は以下のとおりです。なお、管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日に提出）をご参照下さい。

① リケン

ア 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車・産業機械部品事業	3,225	(208)
その他	275	(64)
全社（共通）	653	(52)
合計	4,153	(324)

(注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 従業員数欄の（外数）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数を記載しております。

イ リケンの状況

2023年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,206(140)	42.6	18.8	6,392,545

セグメントの名称	従業員数（人）
自動車・産業機械部品事業	861 (94)
その他	13 (-)
全社（共通）	332 (46)
合計	1,206 (140)

(注) 1 従業員数は就業人員数を記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の（外数）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数を記載しております。

② 日本ピストンリング

ア 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
自動車関連製品事業	2,841 (389)
舶用・その他の製品事業	93 (21)
その他	75 (15)
全社（共通）	27 (1)
合計	3,036 (426)

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 従業員数（外数）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

イ 日本ピストンリングの状況

2023年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
586(114)	42.2	18.3	6,279,623

セグメントの名称	従業員数（名）
自動車関連製品事業	440 (90)
舶用・その他の製品事業	83 (18)
その他	36 (5)
全社（共通）	27 (1)
合計	586 (114)

(注) 1 従業員数は、就業人員数を記載しております。

2 従業員数（外数）は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。

(3) 労働組合の状況

① 当社

当社は新設会社ですので、未定です。

② 連結会社の状況

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの労働組合の状況は以下のとおりです。

ア リケン

リケンの労働組合はリケン労働組合と称し、本部を熊谷事業所に設け、柏崎事業所、熊谷事業所及び東京本社に支部を設けております。組合員数は、2023年3月31日現在1,000名であり、産業別労働組合ジェイ・エイ・エム（J AM）に加盟しております。

なお、国内連結子会社6社、在外連結子会社4社については労働組合が組織されており国内連結子会社についてはリケンと同様にJ AMに加盟しております。

労働組合が組織されている在外子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

イ 日本ピストンリング

日本ピストンリンググループの労働組合は、日本労働組合総連合会に所属し、日本ピストンリングの労働組合であるJ AM北関東日本ピストンリング労働組合が中心となり運営しております。

2023年3月31日現在の組合員数は1,277人であります。

なお、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）および四半期報告書（リケンにおいては2023年8月10日提出、日本ピストンリングにおいては2023年8月10日提出）をご参照下さい。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケン及び日本ピストンリングにおけるサステナビリティに関する考え方及び取組については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日に提出）をご参照ください。

3 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、後記「(1) 経営統合に関するリスク」記載のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転によりリケンおよび日本ピストンリングの完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは後記「(2) リケンの事業等のリスク」および「(3) 日本ピストンリングの事業等のリスク」記載のとおりです。なお、文中における将来に関する事項は、本報告書提出日(2023年9月1日)現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は2023年10月2日を予定しており、現在経営統合に向けた準備をリケンおよび日本ピストンリングで進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の承認等が得られない、または遅延するリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な悪化、金融市場の混乱等により、予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) リケンの事業等のリスク

リケングループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクは以下のとおりであります。

① サステナビリティについて

サステナビリティの概念が社会全体に広く浸透し、環境保護活動や社会貢献活動に高い注目が集まる中、リケングループでは、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を推進するため、経営会議の下部組織としてサステナビリティ委員会を設置し、方針や課題の検討、進捗の確認、取締役会への報告を行っております。

しかしながら、こうした取組みが奏功しない、もしくは不十分であると評価された場合、リケングループの社会的信用が低下し、結果として、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、リケングループは、気候変動を含む環境問題を重要な経営課題であると認識し、気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）のフレームワークに基づく気候変動シナリオ分析への取り組みとその情報開示など、国際的な潮流への対応も進めております。

② 情報セキュリティに関する影響

リケングループは、製品の企画設計段階から外部と共同開発する場合が多く、営業秘密等の情報の漏洩・消失・改ざんや、外部からの情報システムへの攻撃（サイバーテロ）などを重要なリスクに位置付けております。そのため、重要な情報を扱う人・機器・場所の特定・区分、システム・ツール・メディアなどへ必要な処置を行い、情報セキュリティの維持管理に努めています。

2022年7月にリケングループにおいてランサムウェアとみられる不正アクセス攻撃によるシステム障害が発生したことから、リケングループでは情報セキュリティ管理体制の再整備を始め、外部専門家の知見を取り入れた技術的対応等を実施し、更なる情報セキュリティ対策の強化に取り組んでおりますが、サイバー攻撃の手口はますます高度化、複雑化しており、想定を超える不正アクセス等のサイバー攻撃により、リケングループの基幹システムの停止や機密情報の外部流出が発生するなど、将来において想定を超える事案が発生した場合、リケングループの社会的信用が低下し、結果として、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

③ 需要の特性について

リケングループは、自動車・産業機械部品事業の売上高が事業全体の8割強を占めており、自動車産業では電気自動車や自動運転等の開発・実用化などの技術革新のスピードが早まっております。また、日本国内の自動車販売台数の減少もあり、市場は日本国内からグローバルに移行しております。電動化による内燃機関搭載車市場の縮小、自動車メーカーの調達方針の変化、安全基準・環境基準を含む法規制の強化、客先や仕入先での品質偽装など不正発生にもつながる需要減少、保護貿易主義の台頭による通商リスク等、自動車マーケットの事業構造に大きな変化が生じた場合、リケングループの現主力製品の需要が減少する可能性があります。

④ 製品安全・品質に関する影響

リケングループの製品には、自動車の重要保安部品・重要機能部品があり、欠陥等の不具合が発生し、お客様へ

の流出を防止できなかった場合、市場での損害賠償費用の発生や社会的信用の低下により、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

そのような品質問題の発生を未然に防止すべく、リケングループは常日頃より先進の技術開発や信頼性の手法、高度な品質保証体制の構築により、お客様の期待に応える製品の開発・生産・販売に努めております。

⑤ 製品供給停止の影響

リケングループは、経済的・社会的な責任範囲が大きい自動車産業に属しているため、巨大地震やゲリラ豪雨などの自然災害、感染症などの疾病、様々な障害による調達・製造・物流に関わる製品供給停止リスクを、最重要課題に位置づけております。このようなリスクが発生した場合でも製品供給を継続できるよう2007年新潟県中越沖地震の経験・教訓を基に「人命第一」「迅速な初動」「製品供給継続」「シンプルなライン」を基本方針に掲げ、建屋の耐震補強工事や機械装置のアンカー固定、製品や材料の安全在庫の確保、代替生産拠点の整備、生産システムの革新等の防災・事業継続計画（B C P）を取り組んでおります。

国内では、新潟県柏崎市にある柏崎事業所と埼玉県熊谷市にある熊谷事業所、及びそれら周辺に立地する工場で主力製品を生産しており、有事発生の際には製品の生産や供給に支障が生じる可能性があります。海外では、メキシコ、インドネシア、中国、台湾、タイ、インドに製造拠点を持っておりますが、これらの地域で大規模な地震・台風等の自然災害、疾病、戦争、テロ、クーデター等が発生した場合には、一時的に当該地域での製品の生産や供給に支障が生じる可能性があります。

南海トラフ巨大地震・首都直下型地震あるいは火山噴火・スーパー台風など、これまでの想定を超える災害への備えが必要といわれておりますが、リケングループの事業継続計画（B C P）は、深刻な障害が発生した場合の被害や製品供給停止を完全に回避することは困難であるため、有事の際にはリケングループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 労働安全衛生・環境に関する影響

リケングループの国内外の生産拠点においては、安全衛生・環境に関する法規制を遵守しております。これらの法規制は国際協定にそってさらに改正・強化される可能性が高く、その対応のための費用はリケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、事故や災害が発生した場合には、損害賠償費用の発生や社会的信用の低下により、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

法規制を遵守し、リスクアセスメントを基に有効な未然防止策の展開に努めておりますが、様々な要因・条件の重なりや連鎖による災害や事故の誘発を完全に回避することは困難であるため、リケングループの業績や事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 資材調達及び価格変動の影響

リケングループは、供給の安定性・品質・コスト等の面から、生産に必要な資材の最適な調達先を選定しておりますが、需給の逼迫及びこれに伴って原材料価格が上昇する可能性があり、生産・供給の遅延や製品価格への転嫁不能等により、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、紛争鉱物や児童労働などの問題が潜む資材であることが確認された場合には、材料の置換や買入先の変更などが必要となり、製品の生産や供給に影響を及ぼす可能性があります。

さらには、原材料などのオンラインサプライヤーによる依存リスクに備えるべく特定仕入先を分散化し、マルチプルソーシングの推進やグローバルでの最適調達の整備に努めております。

⑧ 海外展開に関する影響

リケングループは、海外において北米（米国、メキシコ）、欧州（ドイツ）、アジア（インドネシア、中国、台湾、タイ、インド）の拠点で生産・販売活動を展開しております。これら各国は政治、経済、社会的混乱等によるリスクが潜在しており、これらの事象がリケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。また、事業展開する各国においても様々な法規制等による影響を及ぼす可能性があります。

リケングループは、海外においては現地資本と合弁で事業を行っている会社もあり、これら合弁事業の合弁先の経営や財務その他の要因が、リケングループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 為替変動の影響

売上・費用・資産を含む現地通貨建の項目は、連結財務諸表の作成時に円換算されており、現地通貨における価値に変動がない場合も、円換算後の価値が影響を受ける可能性があります。他の通貨に対する円高、特に米ドル及びユーロに対する為替変動は、リケングループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外関係会社においても現地通貨（または機能通貨）以外の通貨による取引や期末時点で保有する債権・債務は、為替変動の影響により為替差損益が発生し、業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 知的財産について

リケングループでは、開発する製品や自社の技術を知的財産権により適切に保護するとともに、第三者の知的財産権についても侵害するがないよう慎重に調査、検討をしております。しかしながら、第三者によるリケングループの知的財産権の侵害、またはリケングループが意図せず他社等の知的財産権を侵害した場合には、リケングループの業績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

感染症法上の位置付けが5類感染症に変更になるなど、新型コロナウイルス感染症の影響は緩和傾向にあり、リケングループの事業活動への影響も同様に緩和傾向にあります。

リケングループとしても供給責任を全うすべく、引き続き基本的な感染症対策を実施し、適切な対応を進めて参ります。

しかしながら、感染力の強い新たな変異株の流行等が発生するなど、新型コロナウイルス他の感染が再び拡大した場合には、会計上の見積りやキャッシュ・フローへの影響など、リケングループの財政状態、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

リスクに対応するためには、リスクアセスメントを正しく行い、リスク相応の改善策を実施することが必要ですが、それらが不適切に行われればリスクの発生や影響を抑制することはできません。そのため、リケングループではリスク対応の最重要課題にコンプライアンスの徹底を掲げ、リスクの早期発見のための内部監査・モニタリング・ホットラインなどの運用や、階層別の教育・啓蒙を行っております。

(3) 日本ピストンリングの事業等のリスク

本報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、日本ピストンリンググループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があり、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があるリスクとしては、次のようなものがあると考えております。ただし、以下のリスクは、日本ピストンリンググループに関するすべてのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。かかるリスク要因のいずれによっても投資者の判断に影響を及ぼす可能性があります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（2023年3月31日）現在において日本ピストンリンググループが判断したものであります。

① 市場及び事業に関するリスク

ア 自動車市場の需要変動によるリスク

日本ピストンリンググループが主に事業展開する自動車関連製品は、グローバルな自動車市場における自動車販売・生産動向により、日本ピストンリンググループの業績及び財政状態等に大きな影響を及ぼします。日本ピストンリンググループの製品は、日本・アジア・欧米等、世界の主要な地域で販売される自動車に搭載されており、それらの地域の経済状況や自動車市場の動向に影響を受けます。当連結会計年度については、車載半導体の不足や部品供給の停滞による影響等を受けた落ち込みが見られました。今後については、引き続き市場動向は不透明であり、想定を超える需要変動があった場合や、その他の要因で大きな需要変動があった場合には、日本ピストンリンググループの業績及び財政状態等に少なからず影響を及ぼす可能性がございます。

イ 市場における競争激化によるリスク

日本ピストンリンググループが関連する自動車業界では、グローバルな製品市場戦略に基づく海外展開がすすみ、また地球環境問題に適合した低コストで高品質な車づくりを目指しており、日本ピストンリンググループにとって、他社との競合上、グローバルな製品供給能力、技術開発力、国際価格競争力の向上が重要課題となっております。日本ピストンリンググループが市場の変化に適切な対応を行わず、競争力の維持・強化を実現できない場合は、将来の成長と収益に影響を与え、ひいては日本ピストンリンググループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループといたしましては、内燃機関部品事業における残存者利益を確実に確保するため、競合他社と差別化できる製品・生産技術の開発を必要な経営資源を投じて推しすすめるとともに、お客様のニーズを捉え、適時適切なソリューションを提供する技術提案型の営業体制の構築や評価技術サービスの展開等の諸施策により、このリスクに適切に対応してまいります。

ウ 内燃機関搭載車市場の縮小によるリスク

今日は、CASEに代表される100年に1度の自動車事業の変革期にあると言われていますが、環境問題やエネルギー問題に対する社会的意識の高まり等から、電気自動車等、内燃機関を使用しない自動車が生産・販売され、その数は増加傾向にあります。電気自動車は、コストや利便性等の面で、まだ課題が多いとも言われており

ますが、課題解決へ向けた進展や強い政治的なサポート等により、内燃機関搭載車市場が大きく縮小する程度まで電気自動車等のシェアが伸長する、そしてその時期が早まる可能性があり、その場合には、受注減少を通じて、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がございます。このような市場の方向性につきましては、シナリオ動向の不確実性に加え、社会的目標は飽くまで環境負荷低減であり、電気自動車の導入は一つの手段であるという見方が本質であると考えることから、現状において経営を全面的に方向転換することは寧ろリスクを拡大する可能性があるものとも考えられます。日本ピストンリンググループといたしましては、コア技術を背景とした差別化や顧客との適切な連携により、「顧客に選ばれる製品・サービス」を供給することで、内燃機関の環境負荷低減に対し責任を持った対応を行うとともに、総量が例え減少する場合でも優位なシェアを確保して行く方針であります。また、水素エンジンやe-fuel等の合成燃料に関連した開発については、上記の通り電気自動車が利用環境等未だ制約が多く、内燃機関搭載車との棲み分けの方向が低炭素社会実現へ向けた一番の現実的シナリオであるとの認識のもと、積極的な対応を行ってまいりたいと考えております。他方、内燃機関関連製品に関する設備投資につきましては、費用対効果を吟味し、適正かつ選別的に行ってまいります。これらの既存の内燃機関に関する対応に加えて、次世代内燃機関を担う水素エンジン等についても開発に積極的に参画し、来るべき新時代にもこの分野で必要とされる存在になるよう尽力してまいります。

また、上記市場の環境変化に備え、非自動車エンジン部門の育成に経営資源を積極的に投入し注力しており、メタモールドの拡販や医療分野の育成において一定の成果が出つつあります。また、オープンイノベーションを推進し、産・官・学の様々な外部機関との連携を図りながら新分野を創造する努力を継続するとともに、M&Aにつきましても積極的な検討を行います。本リスクについては、このような基本的な認識／方針のもとで適切に対処してまいります。

エ 海外事業に関するリスク

日本ピストンリンググループは、アジア、ヨーロッパ、米国その他海外市場で製品の製造・販売を行っております。現地の経済状況や治安状況、物流や労働市場の状況等が大きく変化した場合、生産の停止、製品出荷や資材仕入等の遅滞、人材難による業務遂行の停滞等を通じて正常な生産・販売活動が阻害され、ひいては業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。また、現地社員への教育不足やガバナンス、管理の脆弱性を原因とする不祥事やアクシデントの発生等により、日本ピストンリンググループに対し社会的批判及び経済的損失が生じる可能性がございます。本リスクに対応するため、定期的に海外子会社との情報交換を図り、経営状況の他、周辺環境の変化等についても情報の把握に努めております。加えて日本ピストンリング本社による指導・支援、内規による統制、現地専門家の活用等を通じて可能な限りリスクの抑制を図っております。特に不祥事事案が発生した場合は、それを教訓とし、再発を許さない対策を講じてまいります。

オ 品質に関するリスク

日本ピストンリンググループの供給する製品・商品の品質に関する何らかの瑕疵が顕在化し、顧客等にそれに付随した損害を与えるような場合、その補償や社会的評価の低下等を通じて、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループといたしましては、IS09001やIATF16949といった外部認証を取得し、開発・設計から生産に至るすべての段階において品質を造り込み、優れた製品・サービスを安定的に供給できる体制の確立に取り組むとともに、調達先の品質管理も徹底しております。従業員は、「品質最優先」との意識のもとで、品質異常の未然防止ができる工程の構築を目指した「N P R三本柱活動」を通じて社外品質問題ゼロ化に向けた取り組みをグループ一体となって行っております。

カ 情報システムに関するリスク

日本ピストンリンググループは、販売・生産管理・会計・研究開発等多くの業務分野で、第三者に保守・管理を委託するものも含め情報システムに依存するとともに、情報伝達手段として電子メール等を広く活用しております。サーバー等の情報機器の故障やプログラム不具合、サイバーテロ等のシステム障害や日本ピストンリンググループの過失による情報漏洩等により、重要な業務の中止、機密データの漏洩、法的な請求・訴訟・賠償請求・罰金の支払い等に基づく支払い義務等が発生する可能性があり、ひいては業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。日本ピストンリンググループといたしましては、情報システム部門を中心に情報セキュリティレベル向上のための取り組みをすすめております。具体的には、ファイヤーウォールの構築、サイバー攻撃からの防御等の技術的対策に加え、従業員への注意喚起や訓練等を実施しております。

キ 仕入先への依存によるリスク

日本ピストンリンググループは、資材や設備等によっては特定の仕入先等への依存度が高いものがございます。その仕入先等が供給不能の状態に陥る等の場合は、生産や業務の中止・停止、経費の増加等により業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループといたしましては、従来より仕入先

の複数社化・分散化に注力してきましたが、グローバル調達部を中心に、日本ピストンリンググループのグローバルなサプライチェーンについて一元的な視点で見直し、購買・調達の最適化をすすめております。これらの活動により、本リスクが顕在化した場合の影響を可能な限り軽減してまいりたいと考えております。

② 金融、経済のリスク

ア 為替レートの変動によるリスク

日本ピストンリンググループは、海外における事業展開を行い、海外の顧客向けに販売も行っていることから、日本ピストンリンググループの収益、費用、資産及び負債には、外貨建て（ドル・ユーロ等）のものが含まれており、外国為替相場の変動により業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。本リスクに対しましては、為替予約等によりヘッジ対応を行っております。

イ 原材料価格等の上昇によるリスク

日本ピストンリンググループは、スチール線材、鉄や硬質粒子等の金属材料、電力等のエネルギー資源等を使用して製造を行っており、それらの原材料価格等が需給変化や市況変動により上昇する場合は、製造コストの上昇につながります。これらのコスト上昇の影響については、原材料調達における工夫や製品単価の値上げ等により緩和を図っておりますが、タイミングや金額の面で各期に十分な吸収ができない場合があり、ひいては業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。特に近時においては、原材料・エネルギー価格等の上昇が顕著となっており、日本ピストンリンググループとしましては、使用量節減や顧客に対する適切な価格転嫁交渉の取り組みを鋭意すすめております。

ウ 資金調達に関するリスク

日本ピストンリンググループは、事業活動の継続・拡大のための設備投資等の資金需要に対し、主として金融機関から資金調達を行っておりますが、経済環境の悪化、金融市場の混乱、日本ピストンリンググループの信用力の悪化、日本ピストンリンググループの業績の悪化等の要因により、資金調達ができなくなり、ひいては業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。本リスクに対しましては、バランスの取れた健全な財務体質を意識した運営や、緊急な必要資金の円滑な確保のためのコミットメントライン契約の締結等により対応しております。

③ 政治・規制・法的手続・災害等イベント性のリスク

ア 感染症の拡大、自然災害、燃料供給、インフラ障害、戦争、テロ、又はストライキの発生によるリスク

新型コロナウイルスやインフルエンザ等の重大な感染症については、感染拡大予防のために経済活動が制限されたり、日本ピストンリンググループや取引先で罹患者が大量に出た場合は、工場の稼働率低下や生産停止、サプライチェーンの分断等が発生し、日本ピストンリンググループの業績及び財政状態等に大きな影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルスについては、既に5類に転換し、終息の領域に入っているものと考えておりますが、この教訓も活かしつつ、このような事態に対する日本ピストンリンググループ経営に対するリスクの波及をできる限り極小化するべく努力を続けてまいります。

日本ピストンリンググループは、グローバルに事業展開を行っており、様々なイベントリスクにさらされています。日本ピストンリンググループが事業展開するエリアにおける地震・洪水等の自然災害、政治経済の不安定化・治安悪化、原燃料供給不足、電力・交通・物流・ガス・水道等のインフラ障害、戦争（今般のウクライナ情勢を含みます。）、テロ、ストライキ、操業中断等のリスクが顕在化し、自動車製品に対する需要の大幅な減退や、生産や出荷ができなくなるような状態が発生した場合は、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループは、ウクライナ、ロシアの紛争地域に事業所等を有しておらず、人的被害等はございません。また、当該地域における顧客の販売の減少による受注減等を通じた事業上の影響については、現在のところ軽微であり問題ない水準と認識しております。日本ピストンリンググループは、引き続きグループ内各企業や取引先、関連機関等と連携して情報収集を図り、イベントの発生する兆候の早期把握に努めております。

イ 政府等による規制等によるリスク

日本ピストンリンググループが属する自動車産業は、事業を展開する各国・地域において、環境規制、労働法制、税制、情報保護規制、輸出入管理・外国為替管理規制等、様々な法令等に基づく規制の適用を受けております。日本ピストンリンググループは、これらの規制へ適合するための諸費用を負担しており、今後、当該諸制度等の改定があった場合は、さらなる追加費用が発生する可能性がございます。また、十分な注意を払っておりますが、万一、規制への抵触があった場合、罰金等の支払いや社会的評価の低下等により、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループは、コンプライアンスが企業経営の礎であり経営

の健全性、効率性、透明性を確保することを通じて企業を継続的発展に導くために必要不可欠なものであると認識しており、日本ピストンリングは「コンプライアンス行動指針」を制定し、同指針に基づいた行動実践に努めています。

ウ 法的手続によるリスク

日本ピストンリンググループは、製造物責任、知的所有権の侵害等、様々な法的手続に関する当事者になるリスクがございます。このような手続きにおいて日本ピストンリンググループに不利な判断がなされる場合、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループにおいては、法務部門及び知的財産部門が、係争案件への備えや、特許や登録商標の維持管理業務を行い、瑕疵がない対応に努めリスクの極小化を図っております。

エ 環境汚染リスク

日本ピストンリンググループは、日頃より環境保全に細心の注意を払っておりますが、自然災害等不測の事態による環境汚染が発生した場合等においては、処理費用の負担や行政命令等に基づく操業の停止等により業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性がございます。日本ピストンリンググループは、環境問題を企業の社会的責任の観点からも重視しており、ISO14001による認証を取得し、環境マネジメントを通じたパフォーマンスの向上に努めています。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）および四半期報告書（リケンにおいては2023年8月10日提出、日本ピストンリングにおいては2023年8月10日提出）をご参照下さい。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの経営上の重要な契約等については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）および四半期報告書（リケンにおいては2023年8月10日提出、日本ピストンリングにおいては2023年8月10日提出）をご参照下さい。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの研究開発活動については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）および四半期報告書（リケンにおいては2023年8月10日提出、日本ピストンリングにおいては2023年8月10日提出）をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの設備投資等の概要については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）をご参照下さい。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの主要な設備の状況については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）をご参照下さい。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 連結子会社

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの設備の新設、除却等の計画については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）をご参考下さい。

第4【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2023年10月2日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	59,935,000
計	59,935,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	28,031,005	東京証券取引所 (プライム市場)	完全議決権株式であり、剩余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。
計	28,031,005	—	—

(注) 1 リケンの2023年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(10,688,866株) 及び日本ピストンリングの2023年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(8,374,157株)を前提として算出しております。ただし、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前(基準時)においてそれぞれが保有するすべての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。)を消却する予定であるため、リケンの2023年3月31日時点における自己株式数(646,482株)及び日本ピストンリングの2023年3月31日時点における自己株式数(583,728株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、リケン又は日本ピストンリングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社の2023年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

- リケン及び日本ピストンリングは、当社の普通株式について、2023年9月1日付けで東京証券取引所に新規上場申請を行いました。
- 振替機関の名称および住所は、以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

ア リケンN P R株式会社 第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2014年6月25日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役12名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

イ リケンN P R株式会社 第2回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2015年6月23日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役12名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2045年7月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

ウ リケンN P R株式会社 第3回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2016年6月24日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役及び執行役員14名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2046年7月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

エ リケンN P R株式会社 第4回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2017年6月22日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役及び執行役員16名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2047年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8

（注）1 リケンにおける各新株予約権の決議年月日です。

2 リケンにおける各新株予約権の決議当時の付与対象者及び人数です。

3 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は200株とする。ただし、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合

には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。
- ② 上記①は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。
- ③ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

7 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 5. に準じて決定する。
- ⑦ 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

オーリケンNPR株式会社 第5回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2008年6月27日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役9名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（謙渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2033年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の謙渡に関する事項	謙渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

カ リケンN P R株式会社 第6回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2013年6月27日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役7名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2038年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

キ リケンN P R株式会社 第7回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2014年6月27日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役7名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2039年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ケ リケンN P R株式会社 第8回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2015年6月25日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2040年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

ケ リケンN P R株式会社 第9回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2016年6月29日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2041年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

コ リケンN P R株式会社 第10回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2017年6月29日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2042年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

サ リケンN P R株式会社 第11回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2018年6月27日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2043年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を使用した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を使用した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

シ リケンN P R 株式会社 第12回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の内容

決議年月日	2019年6月26日（注）1
付与対象者の区分及び人数	取締役6名（注）2
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）3
新株予約権の行使時の払込金額（譲渡価額）（円）	（注）4
新株予約権の行使期間	2023年10月2日～ 2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	（注）5
新株予約権の行使の条件	（注）6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を得るものとする。
新株予約権の取得条項	（注）7
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）8
新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（注）1 日本ピストンリングにおける各新株予約権の決議年月日です。

2 日本ピストンリングにおける各新株予約権の決議当時の付与対象者及び人数です。

3 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）は、102株とする。

なお、当社がその普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないとときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割

「当契約」に定めるところによる。

7 新株予約権の取得条項

当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

8 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記「新株予約権の目的となる株式数」に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件
前記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
前記「新株予約権の取得条項」に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2023年10月2日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高（百万円）
2023年10月2日	28,031,005	28,031,005	5,000	5,000	1,250	1,250

(注) リケンの2023年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(10,688,866株)及び日本ピストンリングの2023年3月31日時点における普通株式の発行済株式総数(8,374,157株)を前提として算出しております。ただし、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前(基準時)においてそれが保有するすべての自己株式(本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれが取得する自己株式を含みます。)を消却する予定であるため、リケンの2023年3月31日時点における自己株式数(646,482株)及び日本ピストンリングの2023年3月31日時点における自己株式数(583,728株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、リケン又は日本ピストンリングの株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両社2023年3月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの2023年3月31日現在の所有者別状況は、以下のとおりです。

① リケン

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	28	31	145	87	20	8,123	8,434	—
所有株式数 (単元)	—	36,559	2,421	11,769	16,057	82	39,267	106,155	73,366
所有株式数の割 合（%）	—	34.44	2.28	11.09	15.13	0.08	36.99	100	—

(注) 自己株式646,482株は、「個人その他」に6,464単元、「単元未満株式の状況」に82株含まれております。

② 日本ピストンリング

2023年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	26	25	134	68	6	8,391	8,650	—
所有株式数 (単元)	—	25,017	1,772	1,758	6,921	11	47,916	83,395	34,657
所有株式数の割 合（%）	—	29.88	2.12	2.14	8.28	0.02	57.56	100.00	—

(注) 1 自己株式は358,028株「個人その他」に3,580単元、「単元未満株式の状況」に28株が含まれております。

2 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義のものが1単元含まれております。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において株主はありませんが、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの2023年3月31日現在の株主の状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案した当社の2023年10月2日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

2023年10月2日時点（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,574	9.18
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	973	3.47
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	932	3.32
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番12号	820	2.93
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1	640	2.29
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	523	1.87
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	511	1.82
リケン柏崎持株会	新潟県柏崎市田塚三丁目2-57号	482	1.72
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	380	1.36
DFAINTLSMALLCAPVALUEPORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	PALISADES WEST 6300, BEE CAVE ROAD BUILDING ONE AUSTIN TX 78746 US (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	357	1.27
計	—	8,193	29.23

(注) リケンの発行済株式総数10,688,866株（2023年3月31日時点）および日本ピストンリングの発行済株式総数8,374,157株（2023年3月31日時点）に基づいて、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。なお、基準時においてそれが保有するすべての自己株式（本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれが取得する自己株式を含みます。）を消却することを予定しているため、リケンおよび日本ピストンリングが2023年3月31日時点でそれぞれ保有する自己株式（リケン：646,482株、日本ピストンリング：583,728株）については上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。ただし、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記新規発行株式数は変動することがあります。

(6) 【議決権の状況】

当社は新設会社ですので、本報告書提出日現在において当社株式の所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの2023年3月31日現在の議決権の状況は、以下のとおりです。

①【発行済株式】

ア リケン

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 646,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,969,100	99,691	—
単元未満株式	普通株式 73,366	—	—
発行済株式総数	10,688,866	—	—
総株主の議決権	—	99,691	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式82株が含まれております。

イ 日本ピストンリング

2023年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 358,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,981,500	79,815	—
単元未満株式	普通株式 34,657	—	—
発行済株式総数	8,374,157	—	—
総株主の議決権	—	79,815	—

(注) 1 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の当社株式100株（議決権1個）及び、日本ピストンリング持株会専用信託が保有する当社株式225,700株（議決権2,257個）が含まれております。

2 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式28株が含まれております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生時点において、当社の自己株式を保有していません。

当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの2023年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりです。なお、リケン及び日本ピストンリングは、本株式移転の効力発生日の前日までに開催するそれぞれの取締役会の決議により、本効力発生日の直前(基準時)においてそれぞれが保有するすべての自己株式（本株式移転に際して、会社法第806条第1項の規定に基づいてなされる株式買収請求によってそれぞれが取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

ア リケン

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) リケン株式会社	東京都千代田区三番町8番地1	646,400	—	646,400	6.05
計	—	646,400	—	646,400	6.05

イ 日本ピストンリング

2023年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本ピストンリング株式会社	埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号	358,000	—	358,000	4.28
計	—	358,000	—	358,000	4.28

(注) 上記のほか、連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として認識している当社株式が225,700株あります。

これは、日本ピストンリング持株会専用信託が保有する当社株式について、経済的実態を重視し当社と一体であるとする会計処理を行っており、自己株式として計上しているためあります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上と配当及び自己株式の取得の実施を通じて、株主へ利益を還元していくことを重要な経営課題と位置付けます。

配当については、安定的に実施していく方針とし、業績や財政状態及び配当性向等を総合的に勘案して決定する予

定です。また自己株式の取得については、資金需要や経営環境等に応じて、機動的に実施してまいります。

内部留保については、中長期的な経営戦略に基づき、将来に向けた企業成長を図るため、研究開発、設備投資等に活用してまいります。

なお当社の剰余金の配当につきましては、中間配当と期末配当の年2回、中間配当については取締役会、期末配当については取締役会又は株主総会で決定する予定です。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経済・環境・社会等の幅広い領域における責任を果たすことにより、継続的に企業価値を高めていくことを目指しコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題と位置付けます。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、グループ全体の経営に関する基本的事項や重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の業務執行の状況を監督する取締役会、取締役の業務執行を監査する監査等委員会、取締役会の方針に基づき業務執行に係る事項の決定やグループ経営計画・戦略の執行状況の管理を行う経営会議をはじめとした各種会議、委員会を今後設置していく予定です。

また、取締役の選解任や報酬に関する重要事項や後継者計画の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化するため、指名・報酬諮問委員会を設置する予定です。

ア 会社の機関

当社は、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置いたします。当社は、執行と監督の分離、執行役に対する権限委譲による意思決定の迅速化、人事および報酬に関する意思決定の透明性の確保等により、実効性のあるガバナンス体制の構築を目的として、監査等委員会設置会社を採用する予定です。

なお、会計監査人は有限責任監査法人トーマツを予定しております。

イ 取締役・取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成する予定です。経営の基本方針、グループの経営戦略等の重要な業務執行を審議・決定し、又個々の取締役の職務の執行の監督を行います。なお、当社は定款において、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定める予定です。

ウ 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）で構成する予定です。監査等委員が取締役として有する取締役会における議決権の行使及び監査等委員でない取締役の人事・報酬に関する意見陳述権の行使を通じて、業務執行について監督を行います。なお、監査等委員会は内部監査部門及び会計監査人等と連携して監査を実施してまいります。

③ 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、6名以内とすることを定款で定める予定です。

④ 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定める予定です。また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款で定める予定です。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

⑥ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

ア 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により当社の株式を取得することができる旨を定款で定める予定です。

イ 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定める予定です。また、当社は、株主への機動的な利益還元の実施を目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款で定める予定です。

⑦ 取締役の責任限定契約

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定める予定です。

⑧ その他の事項

コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために社外窓口を設置し、通報者を保護した内部通報制度を運用する予定です。

その他の事項については、当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2023年10月2日就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率7.7%)

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するリケンの普通株式数 (2) 所有する日本ピストンリングの普通株式数 (3) 割り当てる当社の普通株式数
代表取締役会長兼CEO	前川 泰則	1958年2月27日生	1986年3月 株式会社リケン入社 2004年2月 同社営業本部名古屋営業部長 2010年6月 同社取締役海外委員会委員長 2013年5月 同社取締役 2015年6月 同社常務取締役 2016年5月 同社取締役常務執行役員 2019年4月 同社取締役専務執行役員 2019年6月 同社代表取締役専務執行役員 2020年4月 同社代表取締役社長兼COO 2022年4月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO 2022年12月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO兼CIO兼CISO 2023年6月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO (現任)	(注) 2	(1) 24,900株 (2) 一株 (3) 49,800株
代表取締役社長兼COO	高橋 輝夫	1959年2月10日生	1981年4月 日本ピストンリング株式会社入社 2005年4月 同社製品技術第二部長 2006年6月 同社執行役員開発本部製品技術第二部長 2009年6月 同社取締役製品技術第二部長 技術・開発部門担当 2016年6月 同社常務取締役 技術・開発部門担当 2020年6月 同社代表取締役社長 監査室担当 (現任)	(注) 2	(1) 一株 (2) 15,300株 (3) 15,606株
取締役	伊藤 薫	1953年4月9日生	1976年4月 株式会社日本興業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 2008年3月 みずほ総合研究所株式会社代表取締役社長 2012年6月 株式会社リケン常務取締役 2013年6月 同社専務取締役経営戦略委員会委員長 2015年6月 同社代表取締役社長兼COO 2018年4月 同社代表取締役社長兼CEO兼COO 2020年4月 同社代表取締役会長兼CEO 2022年4月 同社代表取締役会長 2023年6月 同社名誉会長 (現任)	(注) 2	(1) 29,900株 (2) 一株 (3) 59,800株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するリケンの普通株式数 (2) 所有する日本ピストンリングの普通株式数 (3) 割り当てる当社の普通株式数
取締役	坂本 裕司	1957年10月22日生	1977年7月 日本ピストンリング株式会社入社 2001年4月 同社東京東営業部長 2004年4月 同社執行役員営業本部東京営業部長 2006年6月 同社取締役営業本部副本部長兼営業本部営業企画部長 2013年6月 同社常務取締役 営業部門担当 2020年6月 同社代表取締役常務取締役 営業部門担当 2021年6月 同社代表取締役専務執行役員 生産管理部・グローバル調達部・栃木工場担当 2023年4月 同社代表取締役副社長執行役員 生産管理部・グローバル調達部・栃木工場担当 (現任)	(注) 2	(1) 一株 (2) 19,780株 (3) 20,175株
取締役	坂場 秀博	1962年11月22日生	1985年4月 株式会社リケン入社 2011年6月 同社経営企画部長 2016年5月 同社執行役員経営企画部長 2020年6月 同社執行役員RIKEN MEXICO社社長 2022年4月 同社常務執行役員RIKEN MEXICO社社長 2022年5月 同社常務執行役員経営管理本部長 2022年6月 同社取締役常務執行役員経営管理本部長 2023年6月 同社取締役常務執行役員経営管理本部長兼C I O兼C I S O (現任)	(注) 2	(1) 9,800株 (2) 一株 (3) 19,600株
取締役	藤田 雅章	1961年5月30日生	1984年4月 日本ピストンリング株式会社入社 2005年4月 同社経営企画部長 2006年6月 エヌピー・アール オブ アメリカ社取締役社長 2012年7月 日本ピストンリング株式会社執行役員 エヌピー・アール オブ アメリカ社取締役社長 2013年6月 同社取締役経営企画部長 経営企画部・海外事業部担当 2021年6月 同社取締役常務執行役員 (現任) 経営企画部・経理部担当 2022年9月 同社経営企画部・経理部・関連事業部担当 2023年4月 同社経営管理部・経理部・関連事業部担当 (現任)	(注) 2	(1) 一株 (2) 13,924株 (3) 14,202株
取締役	平野 英治	1950年9月15日生	1973年4月 日本銀行入行 1999年5月 日本銀行国際局長 2002年6月 日本銀行理事 2006年6月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社取締役副社長 2015年5月 メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役副会長 2015年6月 株式会社リケン社外取締役 (現任) 2016年6月 株式会社N T Tデータ社外取締役 (現任) 2017年9月 メットライフ生命保険株式会社取締役副会長 (現任) 2017年10月 年金積立金管理運用独立行政法人経営委員長 2022年6月 いちよし証券株式会社社外取締役 (現任)	(注) 2	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するリケンの普通株式数 (2) 所有する日本ピストンリングの普通株式数 (3) 割り当てる当社の普通株式数
取締役	黒澤 昌子	1962年7月23日生	<p>1991年11月 Research Fellow, Institute for Research on Higher Education, University of Pennsylvania, Philadelphia, USA</p> <p>1994年9月 Visiting Assistant Professor, Economics Department, Barnard College, New York, USA</p> <p>1995年4月 城西大学 経済学部経済学科助教授</p> <p>1998年4月 放送大学 産業と技術専攻科客員助教授</p> <p>2000年4月 明治学院大学 経済学部経済学科助教授</p> <p>2004年4月 政策研究大学院大学 教授（現任） 公益財団法人 東京しごと財団 理事（現任）</p> <p>2005年4月 独立行政法人経済産業省研究所ファカルティフェロー</p> <p>2012年4月 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 運営委員会委員（現任）</p> <p>2015年9月 コロンビア大学 ビジネスクール 日本経済経営研究所客員フェロー</p> <p>2020年2月 厚生労働省 人材開発統括官 能力評価担当参事官室 技能検定職種の統廃合等に関する検討会座長（現任）</p> <p>2021年4月 政策研究大学院大学 理事、副学長（現任）</p> <p>2022年4月 公益財団法人 日本生産性本部 生産性常任委員会委員（現任）</p> <p>2023年4月 厚生労働省 職業安定局 労働政策審議会 職業安定分科会委員（現任）</p> <p>2023年5月 厚生労働省 人材開発統括官 訓練企画室 公的職業訓練の在り方に関する研究会委員（現任）</p> <p>2023年6月 日本ピストンリング株式会社社外取締役（現任）</p>	(注) 2	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
取締役 (監査等委員)	渡辺 孝栄	1958年11月19日生	<p>1983年4月 株式会社リケン入社</p> <p>2014年10月 同社品質保証部長</p> <p>2017年4月 同社執行役員ピストンリング事業第二部長</p> <p>2020年4月 同社常務執行役員技術統括部長</p> <p>2021年4月 同社常務執行役員技術統括本部長</p> <p>2021年6月 同社取締役常務執行役員兼C T O</p> <p>2023年4月 同社取締役</p> <p>2023年6月 同社取締役（監査等委員）（現任）</p>	(注) 3	(1) 12,200株 (2) 一株 (3) 24,400株
取締役 (監査等委員)	越場 裕人	1965年4月4日生	<p>1988年4月 日本ピストンリング株式会社入社</p> <p>2012年4月 同社経理部長</p> <p>2016年7月 同社執行役員経理部長</p> <p>2018年7月 同社執行役員経理部担当役員付</p> <p>2020年6月 同社監査役</p> <p>2021年6月 同社取締役監査等委員（現任）</p>	(注) 3	(1) 一株 (2) 1,882株 (3) 1,919株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するリケンの普通株式数 (2) 所有する日本ピストンリングの普通株式数 (3) 割り当てる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	本多 修	1958年3月4日生	1981年4月 株式会社日本興業銀行入行 2009年4月 みずほ証券株式会社執行役員経営企画グループ人事部長 2011年6月 日本証券代行株式会社取締役副社長 2012年6月 日本電子計算株式会社取締役 2015年6月 株式会社証券ジャパン取締役専務執行役員 2017年6月 株式会社ニッチツ代表取締役専務取締役 2019年6月 株式会社ニッチツ代表取締役副社長 2021年6月 株式会社栗本鐵工所社外監査役（現任） 2021年6月 株式会社リケン社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
取締役 (監査等委員)	木村 博紀	1962年1月19日生	1984年4月 朝日生命保険相互会社入社 2012年4月 同社執行役員資産運用統括部門財務・不動産専管部門長 2013年7月 同社取締役執行役員資産運用統括部門長 2014年6月 関東電化工業株式会社社外監査役 2015年4月 朝日生命保険相互会社取締役常務執行役員資産運用企画部証券運用部担当 2016年4月 同社取締役常務執行役員経営企画部主計部担当 2016年6月 日本ピストンリング株式会社社外監査役 2017年4月 朝日生命保険相互会社代表取締役社長（現任） 2019年3月 横浜ゴム株式会社社外監査役 2020年6月 日本ゼオン株式会社社外監査役（現任） 2021年6月 日本ピストンリング株式会社社外取締役監査等委員（現任） 2023年3月 横浜ゴム株式会社社外取締役監査等委員（現任）	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有するリケンの普通株式数 (2) 所有する日本ピストンリングの普通株式数 (3) 割り当てる当社の普通株式数
取締役 (監査等委員)	佐久間 達哉	1956年10月2日生	<p>1983年4月 檢事官 東京、那覇、新潟地方検察庁検事、 法務省刑事局付、在米国日本大使館 一等書記官等として勤務</p> <p>1999年9月 法務省人権擁護局調査課長</p> <p>2003年1月 同省刑事局公安課長</p> <p>2004年6月 同局刑事課長</p> <p>2005年12月 東京地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>2007年1月 同検察庁総務部長</p> <p>2008年7月 同検察庁特別捜査部長</p> <p>2010年7月 大津、前橋、千葉地方検察庁検事 正、国連アジア極東犯罪防止研修所 長、法務省法務総合研究所長を歴任 退官</p> <p>2019年3月 株式会社bitFlyer社外取締役</p> <p>2019年6月 イオンフィナンシャルサービス株式 会社社外取締役（現任）</p> <p>2019年11月 弁護士登録 青山T S法律事務所弁護士（現任）</p> <p>2022年3月 株式会社パワーエックス社外取締役 (現任)</p> <p>2023年6月 株式会社リケン社外取締役（監査等 委員）（現任）</p>	(注) 3	(1) 一株 (2) 一株 (3) 一株
計					(1) 76,800株 (2) 50,886株 (3) 205,502株

- (注) 1 取締役のうち、平野英治氏、黒澤昌子氏、本多修氏、木村博紀および佐久間達哉氏は、社外取締役であります。
- 2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、当社の設立日である2023年10月2日から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 取締役（監査等委員）の任期は、当社の設立日である2023年10月2日から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 所有するリケンおよび日本ピストンリングの株式数は、2023年3月31日現在のリケン株式および日本ピストンリング株式の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の際の株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に基準時までに、所有する株式数および当社が発行する新株式数は変動することがあります。
- 5 役職名は、本報告書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

② 社外役員の状況

当社は、取締役13名のうち、5名を社外取締役とする予定です。

社外取締役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係並びに当該社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割については、以下に記載のとおりです。

社外取締役氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
平野 英治	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	平野英治氏は、日本銀行の要職を歴任し、金融機関をはじめ企業経営全般における高い専門性、国際的で豊富な経験と幅広い見識を有しております、客観的な視点からリケングループ経営全般に関する積極的に意見するとともに、経営を監督する役割を担ってまいりました。引き続き、独立した立場から、当社においても、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できます。
黒澤 昌子	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	黒澤昌子氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが学者として労働経済学に関する高度な専門的知識を有しております。これらの理由から、当社においても、取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言、提言をいただくなど、重要な役割を果たすことが期待できます。
本多 修	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	本多修氏は、金融機関をはじめ企業経営全般における高い専門性、豊富な経験と幅広い見識、他社の経営経験も有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。これらの理由から、当社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できます。
木村 博紀	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	木村博紀氏は、生命保険業界での経営全般にわたる豊富な経験と幅広い見識を有しております、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査し、経営の健全性確保に貢献してまいりました。これらの理由から、当社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できます。
佐久間 達哉	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。	佐久間達哉氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、法曹界における豊富な経験と幅広い見識、他社の社外取締役の経験を有しております。これらの理由から、当社においても、経営の監督と職務の執行を十分に監査することが期待できます。

当社は、新設会社であり、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にする予定です。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、専門的な知識・経験等の見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・助言を行う予定です。社外取締役が過半数を占める監査等委員会において、内部監査、会計監査および内部統制部門とそれぞれの監査計画、監査結果を報告・共有し、情報交換を行い、相互に連携する予定です。当社は、新設会社であるため、詳細は未定です。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。なお、当社は、本株式移転により当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングと同水準の監査等委員会監査の実施体制を構築する予定です。

なお、当社の完全子会社となる両社の監査等委員会監査の状況は以下のとおりです。

リケン

ア 組織、人員および手続

リケンの監査等委員会は社外監査等委員2名を含む3名の体制で構成されています。年度毎に監査方針、監査計画等を策定し、内部統制推進部を始めとする内部統制部門並びに会計監査人と連携の上、代表取締役との定期的な意見交換、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門及び内外関係会社の業務や財産の状況調査等を通して、取締役の職務執行を監査しております。

イ 監査等委員会の開催頻度及び出席状況

最終事業年度において、監査等委員会を15回開催し、出席率は全員100%でした。

ウ 監査等委員会の主な検討事項

監査等委員会における主な検討事項は以下の通りであります。

- a . 監査方針・監査計画・監査報告等、内部統制システムの整備・運用状況
- b . 会計監査人の監査の方法及び結果の相当性、会計監査人の選解任及び報酬の同意
- c . 取締役の選任及び報酬に係る意見形成

最終事業年度における重点監査項目は、法令等遵守全般（品質管理、安全衛生環境管理、情報セキュリティ管理、パワハラ防止法、労働基準法、パートタイム・有期雇用労働法、下請法等）、関係会社へのガバナンス体制・管理状況把握、間接部門の業務改革進捗状況把握、SDGs・ESGを意識した事業活動の進捗状況把握等であります。

エ 常勤監査等委員の活動状況

常勤監査等委員は、監査等委員会に係る全ての活動を推進すると共に、内部統制推進部及び会計監査人との緊密な連携を保ちながら、日々の監査業務を通して良質なコーポレート・ガバナンスの確立に努めております。また、非常勤監査等委員に対しては、社内の重要情報等を適時に共有すると共に、意見交換を実施しております。

今期の具体的な活動状況について、監査等委員会監査の実施回数並びにヒアリング実施回数は下表のとおりとなっています。監査等委員会監査時には、内部統制推進部との合同監査を主体としており、相互に監査内容の把握を行える監査体制をとっています。

監査等委員会定期監査	2022年度上期実施数	2022年度下期実施数	(実施数合計)
①リケン本体	5	10	15
②関係会社(海外子会社含む)	0	5	5
(合計)	5	15	20

監査等委員会ヒアリング	2022年度上期実施数	2022年度下期実施数	(実施数合計)
①重点監査項目	2	8	10
②インシデント対応、他	5	6	11
(合計)	7	14	21

内部統制部門及び会計監査人との具体的な連携状況について、今期前半においてはサイバーアイシングに係る財務影響の調査を主体に、会計監査人及び内部統制推進部との合同ヒアリング等や合同での意見交換を実施しています。また、会計監査人からの四半期毎の監査報告と意見交換を実施しており、特にKAMに関する議論として「不正アクセス攻撃に伴うシステム障害の対応結果の検証」を今期後半に重点的に実施しています。その他、重要海外関係会社への会計監査人による経営者ヒアリング時の同席、棚卸実地監査への参加等を通して会計監査人による監査の相当性を確認しています。

日本ピストンリング

ア 組織、人員および手続

日本ピストンリングの監査等委員会は、社外監査等委員 2名を含む 3名の体制で構成されております。年度毎に監査方針、監査計画等を策定し、内部監査部門や会計監査人との連携を図ることで、いわゆる三様監査を実施しております。なお、監査等委員会の職務遂行を補佐するためのスタッフは定めておりません。

常勤監査等委員 越場裕人氏は、日本ピストンリングの経理部門において長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、社外監査等委員 木村博紀氏は、生命保険業界において経営全般にわたる豊富な経験を積み、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

イ 監査等委員会の開催頻度及び出席状況

最終事業年度においては、監査等委員会を12回開催いたしました。監査等委員の平均出席率は100.0%でありました。また、取締役会を14回開催し、監査等委員の平均出席率は97.6%でありました。なお、各各監査等委員の出席状況は次のとおりであります。

役職・氏名	監査等委員会（出席／開催）	取締役会（出席／開催）
常勤監査等委員・越場 裕人	12／12回	14／14回
社外監査等委員・木村 博紀	12／12回	13／14回
社外監査等委員・日野 義英	12／12回	14／14回

ウ 監査等委員会の主な検討事項

最終事業年度の監査等委員会の監査活動における具体的な検討事項等は次のとおりであります。

(決議・審議・協議事項14件)

- ・監査等委員会監査報告書検討、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査等委員会運営方法及び監査等委員会監査計画決定、会計監査人の監査報酬の妥当性、会計監査人の監査報酬に対する同意等(報告事項43件)
- ・監査等委員会監査実施概要、関連当事者取引監査、無償の利益供与監査、常勤監査等委員の月次監査活動、経営執行会議等重要な会議への出席及び内容報告等

エ 常勤監査等委員の活動状況

常勤監査等委員は、監査等委員会にて策定された監査方針、監査計画等に基づき、監査活動を行いました。主な活動の内容は次のとおりであります。

- ・重要な会議（取締役会、経営執行会議等）への出席及び意見陳述の実施
- ・重要な書類（各種会議事録、重要決裁文書等）の閲覧
- ・会計監査人の監査計画、四半期レビュー結果報告、監査結果報告等の聴取の実施
- ・代表取締役社長とのミーティング（社外監査等委員を含む）の実施
- ・会計監査人とのミーティング（社外監査等委員を含む）の実施
- ・内部監査部門（監査室）の内部監査計画、実績等の聴取（社外監査等委員を含む）及びミーティングの実施
- ・中間期末及び年度末の棚卸資産等の実地棚卸立会監査
- ・主要国内関係会社の監査役として取締役会への出席、意見陳述の実施
- ・主要国内関係会社及び各業務執行部門の業務及び財産の状況監査（聴取、決裁文書閲覧等）の実施
- ・主要海外関係会社に対するリモート監査（聴取、決裁文書閲覧等）の実施

② 内部監査の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両社の内部監査の状況は以下のとおりです。

リケン

内部監査を担当する内部統制推進部は4名であたっており、年度初めに定める内部監査方針及び内部監査実施計画に基づき、定期的に社内各部門及び関係会社の業務執行・経営状況を監査するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務等の是正勧告を行っております。また、定期的にリスク管理部会を事務局として開催し、想定されるリスクの検討を行うと共に重要実施課題として設定し、内部監査においてリスクマネジメントのモニタリングを実施しています。

内部統制推進部では、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの整備、運用状況の監査を実施しており、内部監査の結果と併せ、経営会議、取締役会及び監査等委員会へ報告しております。今期においてはサイバーアインシデントによるシステム停止の影響に伴い、内部統制システムにおける手作業プロセスでの整備評価、実証性に対する検証を行いました。

社外監査等委員を含めた監査等委員会と内部統制推進部は、毎月1回の定期的な会合に加え、必要に応じて随時情報交換を行うことで相互の連携を高めております。また、社外監査等委員を含めた監査等委員会、

内部統制推進部及び会計監査人は、定期的な会合等、必要に応じて随時情報交換を行うことで相互の連携を高めています。

主な報告・検討事項	スケジュール（月）											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
四半期レビュー・年度報告				■	■			■			■	
監査計画の策定・提案	■	■										
監査実績報告		■				■			■		■	■
リスク管理部会での報告・意見交換							■		■			
監査等委員会及び内部統制推進部による定期連絡会での情報・意見交換	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

日本ピストンリング

日本ピストンリングにおける内部監査は、各業務執行部門から独立した内部監査部門である監査室（構成人員4名）が、年度初めに策定する内部監査計画に基づき、社内の各業務執行部門及び国内外関係会社に対し各種法規制及び社内規定の遵守状況について内部監査を実施し、内部統制システムの有効性の検証と改善を随時図っております。最終事業年度は、国内6部門、海外はインドネシア、ドイツの連結子会社3社に対して内部監査を実施いたしました。財務報告に係る内部統制の評価は、日本ピストンリング及び連結子会社13社を対象として全社的な内部統制の評価を行い、日本ピストンリング及び連結子会社4社を対象として業務プロセスに係る内部統制の評価を行いました。

なお、内部監査の結果については、代表取締役社長とともに社外監査等委員を含む監査等委員に対して、デュアル・レポーティングラインでの報告を行うとともに、監査室と監査等委員のミーティングを定期開催することで情報共有及び意見交換を行い、相互の連携を図っております。

また、監査等委員会は監査室及び会計監査人と随時情報交換を行うことにより三様監査の連携を深め、業務の適正の確保並びに財務諸表の適正性の確保に努めております。

③ 会計監査の状況

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

なお、有限責任監査法人トーマツを当社の会計監査人として選定する予定です。

④ 監査報酬の内容等

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員報酬については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定方針は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬決定方針は、監査等委員会の協議にて決定する予定です。取締役報酬額は、その限度額を株主総会の決議で定めるものとする予定です。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結のときまでの取締役の報酬等の額及び報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受け取る財産上の利益の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に金銭で支給する者の総額は400百万円以内、株式報酬として割り当てる譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は100百万円以内とし、監査等委員である取締役については60百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定です。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

③ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲

当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針および役員の個人別の報酬内容は、取締役（監

査等委員である取締役を除く。) と監査等委員である取締役を区別し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定方針は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役の報酬決定方針は、監査等委員会の協議にて決定する予定です。

(5) 【株式の保有状況】

当社は新設会社ですので、該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるリケンおよび日本ピストンリングの経理の状況については、両社の有価証券報告書（リケンにおいては2023年6月26日提出、日本ピストンリングにおいては2023年6月23日提出）および四半期報告書（リケンにおいては2023年8月10日提出、日本ピストンリングにおいては2023年8月10日提出）をご参照下さい。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要是、以下のとおりとなる予定であります。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、最初の事業年度は、当社の設立の日から2024年3月31日までとする予定であります。
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる予定であります。 (特別口座)
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座)
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 (電子公告掲載ホームページアドレス 未定)
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を当社定款で定める予定です。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は、本報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

① 【有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類】

2023年6月8日関東財務局長に提出

② 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類】

2023年6月23日関東財務局長に提出

③ 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類】

2023年6月26日関東財務局長に提出

④ 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類】

2023年6月29日関東財務局長に提出

⑤ 【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類】

2023年8月10日関東財務局長に提出

3 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

ア リケン

事業年度 第99期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月26日関東財務局長に提出。

イ 日本ピストンリング

事業年度 第127期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月23日関東財務局長に提出。

② 【四半期報告書又は半期報告書】

ア リケン

事業年度 第100期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出。

イ 日本ピストンリング

事業年度 第128期第1四半期(自2023年4月1日 至2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出。

③ 【臨時報告書】

ア リケン

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2023年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日関東財務局長に提出。

イ 日本ピストンリング

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日（2023年9月1日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月26日関東財務局長に提出。

④ 【訂正報告書】

ア リケン

該当事項はありません。

イ 日本ピストンリング

該当事項はありません。

4 【上記書類を縦覧に供している場所】

① リケン

株式会社リケン 本店

(東京都千代田区三番町8番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

② 日本ピストンリング

日本ピストンリング株式会社 本店

(埼玉県さいたま市中央区本町東五丁目12番10号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【上場申請会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。